

令和3年第1回大木町議会定例会会議録（第4号）

1. 招集年月日 令和3年3月18日（木） 午前9時30分開議

2. 招集場所 大木町役場議会議場

3. 出席議員

| | | | |
|----|------|-----|------|
| 1番 | 馬場高志 | 8番 | 菰方英二 |
| 2番 | 野口裕子 | 9番 | 徳永伸行 |
| 3番 | 原田勝 | 10番 | 古賀知文 |
| 5番 | 古賀靖子 | 11番 | 小嶋裕司 |
| 6番 | 北島好昭 | 12番 | 中嶋宗昭 |
| 7番 | 益田隆一 | 13番 | 中嶋和正 |

4. 欠席議員 なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-------|---------|-------|
| 町長 | 境公雄 | こども未来課長 | 的場哲也 |
| 副町長 | 益田富啓 | 健康兼福祉課長 | 田中美和子 |
| 教育長 | 北原孝徳 | 産業振興課長 | 広松栄治 |
| 総務課長 | 池松行成 | 建設水道課長 | 荒巻尊己 |
| 企画兼環境課長 | 野田昌志 | 学校教育課長 | 内藤智之 |
| 会計課長 | 川村九州生 | 障害学習課長 | 中村和也 |
| 税務町民課長 | 杉康則 | | |

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 議会事務局長 山口 龍也

7. 議案の題目

①一般質問

8. 議事

議長　それでは、皆様、改めましておはようございます。

3月も半ばを過ぎまして、日中におきましてはようやく春らしい陽気となつてまいりました。とはいえ、朝方はまだ肌寒さを感じることもありますので、ご出席の各位には寒暖差による体調の変化には十分ご留意いただきたいと思っております。

さて、今定例会におきましては7名の議員より一般質問の通告がなされております。

常に申し上げておりますが、一般質問は、政策に取り組み、政策に生きるべき議員にとりまして、最も華やかで意義のある発言の場となります。また、同時に、住民からも重大なる関心と期待を持たれる大事な議員活動の場でもございます。今一般質問からは完全なる一問一答形式での質問となります。質問者、答弁者にも分かりやすく、何より傍聴者、ひいては町民の皆様にも分かりやすい取組であろうかと思っております。進行におきましては、若干戸惑う場面もあるかとは思いますが、徐々にその精度を上げてまいりたいと考えております。

それでは、町政発展のために資する大所高所からの政策を建設的立場で議論し、簡明、活発で内容のある次元の高い質問の展開を期待して挨拶といたします。

ただいまの出席議員12名、したがって、定足数に達し、定刻を過ぎましたので、議会は成立いたします。

ただいまから令和3年第1回大木町定例会4日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日も安藤代表監査委員に出席をお願いしております。

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

2番、野口裕子議員の一般質問を許します。野口裕子議員。

野口裕子議員 2番、野口裕子でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。

1、新型コロナウイルス感染症対策、保育施設関係の支援対策について。

昨年1月30日、世界保健機構の国際的な緊急事態の宣言を皮切りに、3月に小中学校が臨時休校という事態となり、4月には緊急事態宣言が出され、第2波、第3波と緊張の日々がいまだに続いています。

そのような中、今月1日、3月1日に、大木町町内保育施設一同より議会宛てに、大木町新型コロナウイルス感染症対応保育施設従事者慰労金に関する要望書が提出されました。この要望書を受け、文教厚生常任委員会で協議し、益田委員長以下6名の総意として代表質問いたします。

町は対策本部を設置し、情報提供や支援策を行ってきましたが、特に、保育施設関係に対する新型コロナウイルス感染症対策については、どのような支援対策を講じてきたのか、お伺いいたします。

議長 それでは、答弁を許します。的場こども未来課長。

こども未来課長 2番、野口裕子議員の一般質問にお答えいたします。

昨年3月の新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う小中学校の臨時休校から1年が経過しました。ようやく医療従事者や高齢者からワクチンの接種が始まろうとしていますが、まだ終息の見通しは立っていません。

この間、保育施設関係に対してどのような対策を講じてきたのかのご質問ですが、学校が臨時休校になる中で、保育施設については、保護者が就労されて

おり、家に1人でいることができない年齢の子供たちを預かっている観点から、感染の予防に留意した上で、開所の対応にご協力いただいていたところです。感染予防の対策を講じつつ、継続して安全に開所するには、保育施設側には大変なご苦勞をおかけしたことと思います。おかげさまで、これまでクラスターを発生させることなくご対応いただいたことに深く感謝申し上げます。

さて、保育施設に対するこれまでの町の対応ですが、継続的な保育施設運営に必要な相談に対する指導、助言は、期間を通して行っておりますが、昨年3月において、子供用マスクや消毒用エタノール、体温計、空気清浄機などの購入費として、国の補助金を活用して各園に50万円を補助し、加えて大人用マスクを各保育施設に200枚、子供用マスクを50枚配布しております。小規模保育所については、大人用を100枚配布しております。

その後、5月に入ってから、年少児以上の園児に対し、1人2枚ずつ繰り返し利用可能な布製マスクを配布しました。

また、9月にはさらに、認定こども園、小規模保育所に対し50万円を、私立保育施設に対しては、それぞれ国の補助金等を活用して100万円の補助を行い、保護者が安心して子供を預け、働くことができる保育環境を維持していただけるよう支援を行っているところです。

以上で、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、1件目の新型コロナウイルス感染症対策、保育施設関係の支援対策についての再質問はございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　町の対応、対策についてのご説明ありがとうございます。

要望書には、新型コロナウイルスが長期化する中、感染症のリスクを抱えな

がらも強い使命感を持って献身的に園児に対応してきた職員の皆さんのことを述べられており、保育士、調理師の地位向上への理解と慰労金の助成について要望してあります。クラスターを発生させることのない対応という説明のように、実情は、消毒、掃除の徹底、園児が通るたびに消毒、机、椅子、壁の消毒、遊具も遊ぶごとに消毒、そして園児の体調にはいつも以上に気を遣い、37.5度以上の熱で保護者への連絡が増えるなど、目に見える労力もありますが、それ以上に見えない、特に、昨年3月の初期段階では、新型コロナウイルスの脅威の情報に振り回され、またその情報を保護者に伝えることで不安を募らせないようにするなど精神的な苦労もうかがえます。保育園従事者はどれほど頼られていることでしょうか。

また、成長著しい園児たちとのコミュニケーションを図るにも、マスク越しでお互いの顔の表情が分からず、不安の中で使命感を持って従事されています。この状況は今も変わっていません。

大木町は、子育てしやすい町、子育てするならやっぱり大木町、選ばれる町としてPRしてきました。周りの状況を伺いますと、近隣市町村においても、保育従事者へのコロナウイルス関係の助成をされているようです。保育士不足の状況の中、地域格差がないよう対策は必要です。

保育施設従事者には、正規職員、臨時職員、パート職員の保育士のみならず、給食関係、事務、まだまだあると思いますが、いろんな方が関わってあります。その方たちに敬意を表しての慰労金の助成を行うべきと考えますが、町長、いかがでしょうか。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 野口議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス、この1年間以上になりますけれども、本当に町民の皆さんの暮らしが一変をした。皆さん、本当に大変な思いをされた方も多かったのではないかなというふうに思っております。

その中でも、本町におきましては、しっかり予防対策にご協力をいただきまして最小限の感染者、何よりも感染された方に対する誹謗中傷というか、そういうのがSNS等で流されたりして、やっぱり特に医療従事者の方がしっかり頑張っているのに、そういう心ないような言動がされたりということで、本当に皆さん、心を痛められていたんじゃないかと思えますけれども、私たちもそういうことのないように、本当にコロナに感染された方が肩身の狭い思いをしないようにということで、しっかり町民の皆さんにもお願いをしてきたところでございますけれども、そういうことも含めて町民の皆さんと一緒に、これまでコロナ対策、コロナを乗り切るためにご協力いただいたんじゃないかというふうに考えております。本当に心から感謝を申し上げます。

さて、保育園の助成のことで、野口議員からご質問をいただきました。課長がお答えいたしましたように、保育園というのは本当に最後のとりでというか、昨年3月に学校が一斉休校したときも保育園は休園をせずに、やっぱり働く方々にとってはなくてはならない施設ということで開園をしていただきました。その後もコロナ感染と向き合いながら、しっかり予防対策をしていただきながら子供たちと向き合い、また保護者の方と向き合い、本当に一生懸命対応してきていただいたというふうに考えております。

野口議員ご指摘のように、保育関係の職員の皆さんのそういうご努力、ご苦労にお応えするということは、非常に必要なことだというふうに考えております。本町におきましては、周辺の自治体に比べてその対応が遅くなってしまっ

たということに関しては、おわびを申し上げたいと思います。できるだけ早く
そういうご要望にお応えできるように検討をさせていただきたいと思います。

以上で終わります。

議長　それでは、この件について3回目の質問ございますか。2番、野口裕
子議員。

野口裕子議員　検討という言葉ですけれども、慰労への感謝の気持ちは高ま
っているときが相手にも伝わります。時を逃すと価値を薄めます。せつかくで
すので早く具体的に進めてください。

保育士は、私たちの日常生活を維持していくためになくてはならない職業、
エッセンシャルワーカーに分類されるそうです。暮らしを守る仕事で不特定多
数の人と接するため感染リスクも高く、精神的なストレスも多い。それでも私
たちの日々の生活を維持するために、現場で働き続けるのがエッセンシャルワ
ーカー、その方たちへの早急の具体的な対応策を進めていただくようお願いい
たします。

また、町は子育てしやすく子供が元気に輝く町を目指し、保育環境の充実を
進めてありますが、新年度からの行政機構改革により、園児と学校教育をつな
ぐ保育所の役割は大変大きいものと考えます。今回の機構改革での大きなメリ
ット、子供や保護者へどのように寄り添える支援体制になるのか、教育長にお
伺いしたいと思います。

議長　答弁を許します。北原教育長。

教育長 2番、野口裕子議員の一般質問にお答えいたします。

大木町は、持続可能なまちづくりを目指した第6次総合計画を策定しました。この総合計画に示した町の将来像の一つ、子育てしやすく子供が元気に輝く町を具現化するために組織機構を改革し、従来の教育委員会学校教育課とこども未来課を統合して、新たにこども未来課を設置いたします。ご承知のように、これまでこども未来課は妊娠、出産から小学校就学前の乳幼児及びその保護者を対象とした業務を担い、一方、学校教育課は小学校、中学校の義務教育段階にある児童生徒及びその保護者等を対象とした業務を担ってまいりました。

しかしながら、今日、所得格差に伴う教育格差の拡大、いじめ、不登校、児童虐待、発達障害、妊娠と出産をめぐるリスク、子育てに不安を持つ親、義務教育終了後の若者の就労困難など、多様で複雑な困難が子供や若者、そしてその家族を取り巻いております。このような困難は、本町でも例外ではありません。

こうした子供たちや親、家族の抱える多様で複合的な困難に的確に対応していくためには、これまでの縦割りでの行政組織では十分とは言えず、子供関連施策を担当する部署の横断的な連携や、窓口、情報の一本化など、行政サービスを一元化し、長いスパンで子供、親、家族を支援していく取組の必要性が指摘されてきました。このような状況を踏まえて、本町では新たな行政組織、こども未来課を設置いたします。

今後は、母子保健や児童福祉、学校教育を一元化して担当する中核となり、乳幼児から青少年期まで一貫した子供に関する行政を行ってまいります。保護者、住民の皆様にとっては、子供に関する窓口が一本化され、分かりやすく利便性も高くなります。また、子供に関する情報が一元化され、保健士やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、言語聴覚士、教育相談員等の

専門職のネットワークが強化され、子供や親、家庭への支援体制がより充実していくものと期待しております。また、幼稚園、保育園、小学校におきましては、子供に育む資質や能力を共有化し、小学校就学期の緩やかな接続のための指導者による実践的な研究がより充実するものと期待しているところです。

これまで学校教育課とこども未来課に分かれていた職員、スタッフが一緒のエリアで職務を進めるということは、大木町の子供は私たちがしっかりと支え育てるという機運を高める環境になると考えます。職員には、子育てしやすく子供が元気に輝く町を具現化する高い使命感や気概を持って職務に邁進してもらいたいと大きな期待を寄せているところです。

以上で、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わらせていただきます。

議長 規定の質問回数終わりましたけれども、感想か何かございますか。

それでは、次に、2点目の総合的相談窓口の設置についての質問をお願いします。

野口裕子議員 2、総合的相談窓口の設置について。

新型コロナウイルス感染症の流行により、社会や暮らしが大きく変わりました。消費生活でも便乗した悪質商法が見られ、ワクチン接種のためと語り金銭や個人情報をだまし取ろうとする商法への注意喚起もあります。家での時間が増え、社会的に孤立した状況での被害も増えているのではないかと心配いたします。

実際、日中、知らない業者からの電話は多く、内容も家の屋根、外壁の補修、太陽光発電の設置、不用品の買取り、着物、貴金属もありますが、靴1足から

でも買い取ると言われます。また、九州電力、NTTの関連を名のり、光ファイバー、ルーターの取替え、電気料金の見直しなど専門的な話をする業者もあります。そして、今がチャンスとキャンペーン中やモニターとして低価格でできます、明日から大木町を回りますのでご都合のいい時間を教えてくださいと、訪問時間の調整を勧めてきます。

もちろん全てが悪質な業者というわけではないのですが、高齢者の消費者トラブルはだまされたことに気づきにくく、相談窓口が分からず、一度だまされると情報が共有され何度もだまされ、高額化、深刻化してきます。

町は、このような悪質商法に対して、どのような対策を取っているのかお伺いいたします。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 2番、野口裕子議員の一般質問、総合的相談窓口の設置についてお答えいたします。

野口議員ご指摘のように、様々な手口を用いた消費生活トラブルが発生していますが、本町の今年度の相談件数は5件の相談が寄せられ、また久留米市消費者センターによる相談件数は43件の受付相談が寄せられている状況にあります。

近年、情報通信技術の進展などを背景として、ネットでの買物や様々なサービス、また契約も複雑化、多様化しデジタル媒体による確認、承認など高度化し、様々な消費生活トラブルが発生しております。また、新型コロナウイルス感染症の流行による外出自粛等で利用の増えたネットショッピングや通信販売に関するトラブルが増加しており、消費者に対してさらなる注意喚起が必要で

あります。

さて、本町における消費生活行政は、悪徳商法などの被害防止や消費者問題の解決に向けた啓発活動、それと相談窓口の開設が主な取組内容でございます。

町民の消費生活における被害を防止するための啓発活動としては、広報おおきの紙面を使った消費生活に関するトラブル例とその解決などを掲載するとともに、少しでもおかしいなと感じたら、また思ったら、すぐに契約せず身近な人に相談することなど、消費者トラブルや被害に遭わないための防止策等の周知啓発と併せ、相談窓口、消費者ホットライン電話188（いやや）のほか、本町と久留米市との協定締結による消費生活専門相談員を配置しています久留米市消費生活センター相談窓口の紹介など、二月に1度の割合で紙面掲載を行っておるところでございます。また、町の公式ホームページに消費生活のサイトを設け、消費生活相談ページやQアンドAなど17項目のページを作成、管理し、町民の皆さんに情報提供を行っているところでございます。

次に、相談窓口の開設についてであります。現在、産業振興課において消費生活相談窓口を開設し、相談内容に応じ対策を講じております。例えば、架空請求のはがきが送付されたがどうしたらよいかとの窓口相談に対しましては、絶対に返信や連絡を取らないようにアドバイスをし、実際に契約行為がなされたケースによる消費者トラブルに対しては、久留米市消費生活センターの専門相談員につなぎ、解決に向けた取組を行っております。

消費活動を行う人すべてが消費生活によるトラブルや被害に遭うおそれがありますが、特に高齢者は相談者が身近におられなかったり、一度だまされると悪徳業者等がその情報を共有し、様々な手口を用いて何度もだまし続けるなど、野口議員ご指摘のとおり深刻な被害が発生いたします。

これらの対策として効果的なことは、常に信頼できる身近な人がすぐ近くに

いることだと思います。高齢世帯やお一人で暮らしてある方は、近くに住むご家族、民生委員さんなど、近くで信頼を持つ住民の方が頼りとなります。先日、町婦人会会員8名の方々が、福岡県消費生活サポーター講座を受講いただき、常に信頼できる身近な人が新たに増えたことは、本町の消費生活問題を未然に防ぐものだというふうに考えております。

この消費生活サポーターは、悪質商法や製品事故などによる消費者被害を防止するため、消費者問題について基礎的な知識を習得し、高齢者などへの情報提供などをしていくボランティアの方で、消費者問題を日頃から「学ぶ」、地域の中で独り住まいのお年寄りなど消費者情報の乏しい方々へ声かけや見守り、それとちょっとした異変に気づいた際に消費生活センターや関係機関へのつなぎをする「見守り」、3つ目で、消費生活センターからの情報を周りの消費者に広めるなど「伝える」というような活動を行うことに賛同いただき、今回、受講となっております。

最後に、総合的相談窓口の開設については、今後、地域や住民の皆さんの困り事をワンストップで受け付け、解決に導く相談体制の構築を図っていくことが必要と認識をしておりますので、地域包括支援センターや社会福祉協議会など関係機関とさらに連携を強化した相談支援体制に努めるとともに、老人クラブ、民生委員会及び町婦人会など、協力団体との連携をさらに強化してまいりたいと考えております。

以上で、2番、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、総合的相談窓口の設置についての再質問ございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員 消費生活問題には広報紙での周知と町のホームページでの情報提供や注意喚起ということ、また相談窓口は2階の産業振興課に開設ということですが、常に新しい情報を更新し、相談窓口がもっと探しやすくなるようにできないかと思います。

次に、関係機関との連携による相談支援体制についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症が社会に与えた影響は、経済的な困窮もありますが社会的孤立もあります。運動不足、健康被害のリスクも高めました。様々な要因により、心身的に不安な状態へ陥った人もいます。住民の困り事は消費者問題だけではなく、引きこもりや8050問題、児童、高齢者など弱者への虐待、子育てと介護のダブルケアの問題、夫婦間のDVと色々な問題が絡み合っていることがあります。

4月から行政の機構改革で縦割りの弊害をなくした業務の効率化による住民サービスの向上が始まるのですから、このような複合的な住民の困り事にもワンストップで受け付けてくれる総合的窓口の設置をすることが、早い段階で問題解決につながると思います。町の体制についてお伺いいたします。

議長 どなたに。

野口裕子議員 福祉課長にお願いいたします。

議長 それでは、答弁を許します。田中福祉課長。

福祉課長 2番、野口裕子議員の一般質問、総合的相談窓口の設置についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、仕事や住まいを失うなど、全国的にも生活に困窮する人が増加しています。そういった中で、就労に困難を抱えていたり生活に困ったりしている人たちの相談窓口として、現在、様々な機関が関わっています。就労や福祉分野など、それぞれの専門分野を生かした対応を行っていますが、相談者をたらい回しにしない横の連携が重要であると考えております。

今回の例のような高齢者の消費者トラブルについては、最終的には産業振興課につなぐこととなりますが、福祉課内の地域包括支援センターで相談することもできます。ここで地域包括支援センターの役割を紹介します。

地域包括支援センターは、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、全ての高齢者の相談を受け付けています。団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、高齢者が要介護になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援といった必要なサービスが一体的に提供できる体制である地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

地域包括支援センターには、保健士、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3つの専門職が配置され、地域の高齢者と家族に対する総合相談支援業務、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務などに加え、地域包括ケアシステムの構築に向けて中核的な役割を求められるようになり、新たな業務が加わり業務が高度化し、地域内で果たす役割の重要度も増しつつあります。

地域包括支援センターは、高齢者の総合相談窓口です。これに対し、子育て世代の総合相談窓口としては、子育て世代包括支援センターがあります。障害者の総合相談窓口としては、指定相談支援事業所「おおき」が社会福祉協議会

内にあり、現在、それぞれの機関において専門性を持って対応していますが、地域住民からの相談には、議員ご指摘のように、1つの家庭に子育てをしながら介護も行い、障害を持った方もおられる場合もあります。このような地域住民の複合、複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制として、重層的支援体制整備事業が国において示されております。制度間のはざまの問題や複合的な課題に対応するため、この総合相談体制を整えることにより、困難事例への対応、関係部署、関係機関との連携強化を図ることができます。

今後、地域の相談をワンストップで効果的に複合的に取り組む相談窓口の整備に向けて、この重層的支援体制整備事業を研究しながら準備していきたいと考えております。

以上で、野口裕子議員の一般質問に対する答弁を終わらせていただきます。

議長　それでは、総合的相談窓口について3回目の質問でございますか。2番、野口裕子議員。

野口裕子議員　重層的支援体制の整備は早急に始めていただきたい。一人でも多くの人困り事を受け止め、専門機関へいち早くつなげていただける窓口となるよう進めていただきたいと思います。

産業振興課長の答弁にあるように、問題解決の効果的な対策の一つに、常に信頼できる身近な人が近くにいることに大変共感いたします。1人で悩まず相談できる関係にある、そんなご近所付き合いこそ共助の第一歩となり、問題の早期解決につながると思います。答弁は要りません。意見ですけれども、来年度からの校区づくり計画には、住民の実態に応じた福祉計画もしっかり含まれるようお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

議長 以上で、2番、野口裕子議員の一般質問を終わります。

次に、10番、古賀知文議員の一般質問を許します。古賀知文議員。

古賀知文議員 10番、古賀知文でございます。ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

質問いたします大木町自治総合計画に関する条例は、先日、10日の本会議で可決いたしました。その際の質疑の中で、本日の内容と重複するところがありますので、その点については確認ということでお願いいたします。

まず、基本計画、期間の設定について質問します。

大木町自治総合計画の期間設定は、前期3年、後期4年、令和3年度から令和9年度までの7年間となっています。これまでの総合計画は、第5次総合計画まで、いずれも10年間の期間設定でした。条例制定に至る経緯の中で、次に述べます新型コロナウイルス感染症のリスクにより、総合計画策定の段階で、住民との対面による説明、意見の聴取が足りなかったのではないかと。大木町自治総合計画の根底を成す住民の年齢構成の状況による総合扶助力の動態は、中長期的な展望によるものではないかと。

今回、設定する自治総合計画と昨年度までの第5次総合計画との明確な相違点の一つである校区づくり計画について、実行の主体であろう町民自身がいまだ輪郭さえも見えていない。行政の説明では、令和5年度からの本格施行の予定ということであり、総合計画前期の終盤にやっと目玉の事業が開始できる。以上のような背景の中で、期間設定を従来どおりの10年間でなく7年間にされた理由について、町長に説明を願います。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 10番、古賀知文議員の一般質問にお答えいたします。

まず、住民の対面による説明、意見の聴取が足りなかったのではないかと
いうご質問についてでございますけれども、ご指摘のとおり、意見聴取の機会と
しての校区別ワークショップを昨年2月に行い、本年度も引き続き実施するこ
とにしておりましてけれども、コロナウイルス感染症の影響で見送っておりま
す。また、策定状況の報告会につきましても、昨年11月は開催したものの、
予定していた今年2月は開催できておりません。

一方、アンケート調査については、昨年2月と12月にそれぞれ予定どおり
実施をし、1回目では760人、回答率37.15%、2回目では871人、
回答率43.5%、それぞれ回答を得ることができております。さらに、今年
1月には、パブリックコメントとして、ホームページと町内4か所に閲覧箇所
を設けて実施しております。

しかし、議員ご指摘のように、自治総合計画策定時における住民の皆さんへ
の意見聴取や説明が十分ではなかったというふうに考えております。この点に
つきましては、令和3年度から取り組むことにいたしております校区分り計画
の策定作業を行っていく中で、改めて町民の皆さんと基本構想で定めた目指
す町の姿をしっかりと共有できるよう説明を行ってまいりますとともに、皆さん
の意見に耳を傾け、必要に応じて活動事業計画に反映してまいりたいというふ
うに考えております。

また、自治総合計画は、常に成果を検証し発展をさせていくものであり、活
動事業の進捗状況や検証結果などを公表して意見を求め、必要に応じて修正し
てまいります。

続いて、相互扶助力の動態は中長期的な展望によるものではないかというご質問でございますが、まず相互扶助力の考え方についてご説明いたします。

これまでの総合計画では、人口を第一義の目標として設定してきておりましたが、今回の自治総合計画では、人口の目標に代わるものとして地域扶助力というものを目標として掲げております。人口が減少しても安心して暮らせる地域社会を構築するために、各世代のバランスのよさや元気な高齢者が地域の担い手として活躍してもらうことは重要であり、それらを数値化した指標を地域扶助力として表しております。この数値を一定の水準で維持することで地域社会の機能を保っていくことといたしております。

地域扶助力を、65歳以上の高齢者1人を何人の生産年齢人口——これ15歳から64歳でございますが——で支えているかを数値化したのが相互扶助力でございます。あわせて、要介護認定率を元気な高齢者の割合として引用したものが高齢者扶助力でございます。この2つの指標で地域扶助力を表しております。

この2つの指標につきましては、今回の自治総合計画の目標年度である令和9年度とせず、2040年の長期目標ということを目指させていただいております。そもそも、人口や年齢構成などに関わる人口政策につきましては半世紀にわたる政策でなければならないと言われており、5年から10年程度の政策や取組では、その成果としては評価できないというふうに考えております。2040年は日本において最も高齢者人口が多くなる時期であり、本町におきましても2045年前後にピークを迎えます。急激な高齢化は30年後の2050年頃には落ち着くと予想されおり、その間をどのように乗り越えていくのか、それを危機的な状況に陥っていない今からそれに向けて準備を進めていくための道筋を示したものが今回の自治総合計画だと考えております。

議員ご質問の設定期間を10年間ではなく7年間にした理由についてでございますが、今回の自治総合計画につきましても、当時、当選された町長のマニフェストと計画を整合させるということが非常に重要であることから、マニフェストが町民の意向を反映するということからして、その時々町長の任期を考慮いたしまして4年ごとに見直すということが理想だと考えております。

したがって、基本計画の前期終了年度を、今回の場合は3年後の令和5年度、後期終了年度を4年後の令和9年度として定めさせていただくことにいたしました。これは、財源を裏づけている活動事業計画とも連動させておまして、このことにより財政規律との整合を図ることといたしております。

以上で、10番、古賀知文議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、基本計画期間の設定についての再質問ございますか。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員　私が問いたいのは、このタイミングで、この短い設定期間で、果たして目的が果たせるのかということでもあります。本条例の素案というか骨子は、恐らく現在世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症が起きる以前にできたものだと思います。現時点での新型コロナウイルス感染症による世界中の死者数は、第一次世界大戦と第二次世界大戦、合わせた人数を上回ると言われています。ご存じのとおり、我が国の地方自治の財源は、政府の中央集権により約6割が交付金や補助金で賄われていると言われております。当然ながら、コロナ禍による国債の乱発や国民の税収の落ち込みは、少なからず今後の地方の財源に影響を与えるのは必至であります。

話題を総合計画に戻しますが、今回の自治総合計画の目玉の一つは、大木町

総合計画、史上初めて政策と予算をひもづけ、活動事業計画と財政規律との整合を図っているという点にあります。私個人としては、町長も説明にあったように、人口減少や少子高齢化が進み、近い将来に財政の逼迫が容易に想定される背景の中で、これは英断だと思っています。事業の効率化のため庁舎内の機構改革を行い、ひとときも猶予のない財政の健全化に取り組む、その姿勢については大賛成であります。

が、しかし、先ほど申し上げましたように、自主財源に乏しい政府の補助金頼みの我が町にとって、このコロナ禍でのタイミングと短い設定期間で、本計画の目標達成が果たしてうまくいくのか。政策と予算をひもづけにしたこと、早期の財政再建をもくろんだこと、これらが裏目に出るのではないかと不安視するのですが。

加えて、自治総合計画の2つ目の目玉となっている校区づくり計画についてですが、この件については次の質問で詳しく述べますが、この計画は地域運営を町民の手作りによる町民のための政策ということです。ところが、コロナ禍の影響により、原点であるところの町民が皆で計画の目的、すべき内容等について納得するまで話し合うという機会がほぼなかったということでもあります。そのために計画が大幅に遅れています。

以上のような点から、設定期間の見直しが必要になってくるのではないかと考えますが、町長の意見を求めます。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 古賀議員のご質問にお答えしたいと思います。

コロナウイルスの感染症が、ちょうどこの自治総合計画の策定時期と重なり

まして、本当に住民の皆さんとの意見交換の場とか、そういう場が思うようにできなかったというのは非常に大きな問題ではなかったかというふうに考えております。

ただ、今回の総合計画というのはつくることが目的ではなくて、つくって運用していく、住民の皆さんと運用していくことで、総合計画が掲げている基本理念を実現していると。いつまでも住民の皆さんが安心して住み続けられる大木町をつくっていこうという、そういう目標に向かって、常にこの計画を見直しながら検証しながら取り組んでいこうという、そういうようなものだというふうに思っていますので、この自治総合計画、これまでの総合計画以上に本当に大木町のまちづくりの重要な最上位の計画として、本当に町民の皆さんと常に共有をしていくということが重要なことではないかということ、まず申し上げたいと思います。

コロナ禍で、本当に社会が大きく変わりつつあるということも一方で言えるのではないかと。特に、IT関係も急速に国がどんどん力を入れて推進をされていてIT化も進んでおりますし、一方では都心のリスクが認識をされて、都心の方々が地域に目を向けるという、そういうようなことも起き始めています。コロナウイルス感染症というのは、そういうふうに社会の流れを一気に加速をさせましたし、一方で、私たちは常にそういうようなリスクと隣り合わせなんだということも認識をいたしました。

やはり、これから本当にどういう社会になるか分からない。先行きが見通せない。これまでは経済がずっと右肩上がりに発展をしてきて人口も増えてきてという、そういうような社会だったんですけれども、これからは人口も減ってくる可能性が高いし、高齢化率も上がってくるし、災害もどうなるか分からない、財政も非常に厳しくなってくるという、そういうようなリスクがいっぱい

起きてきていると。その中で、そういう社会に対応できるようなまちづくり、これは行政の運営に関してもそうですし、地域づくりに関しても、地域に関しても今本当に後継者がいない、いろいろな課題が出てきておりますし、そういうような中で、やっぱりそういうものをより改善をしていくというか、行政に関してはより生産性の高い行政運営を目指す必要がありますし、地域においても本当に地域の人たちが自分たちの地域をどうしたらよくなるだろうかという、そういう意識を持って地域づくりをやっていく。それが車の両輪として、やっぱり持続可能なまちづくりにつながっていくんであろうというふうに考えておりました、そういうような目標を掲げているのが今回の自治総合計画なんだろうというふうに思っています。

計画期間の問題、議員ご指摘をいただきました。今回、7年という計画期間を設定させていただきましたけれども、この総合計画の一番大きな特徴は、これまであんまりきちっと整理できていなかった行政の生産性を上げるためのシステム。何かしら、例えば総合計画があつて、個別計画があつて、それがきちっとひもづけされていなかったりとか、いろんな行政システムがばらばらに機能していたりだとか、そういうところで行政システム自体がこれまでの繰り返しのようになっていると、やっぱりその行政システムをきちっと一度見直して整理をするということが必要だと考えておりますけれども、今回の自治総合計画の一番大きな特徴は、そういう普遍的な行政の生産性を上げるためのトータルシステムを一定まとめた。これは、計画期間にかかわらず、これからずっと普遍的な考え方として継続していくものだと思います。

ただ、これもすぐにできるものではなくて、いろいろ試行錯誤しながら、やっぱり何年かかけてそういう政策規律とか財政規律とか言われますけれども、そういうものをしっかり確立をしていくということが必要ではないかなという

ふうに思っています。それは本当に普遍的なものだと思っています。ただ、社会の変化が速い中で、目指す町の姿であるとか、どのような町を目指すのかという、そういうビジョンというか、具体的なまちづくりの姿に関しては、やっぱり4年刻みの8年ぐらいで見直していったほうがいいのではないかとということで、今回8年の計画期間を決めさせていただきました。

これ大きいのは、自治総合計画というのは町の最上位の計画。この自治総合計画に基づいて、これからまちづくり、地域づくりを行っていくわけですが、それとあと時々の町長の公約、これは最重要課題であります。これをしっかり整合させるということが非常に重要なことになってくるので、今回、前期3年、後期4年という形で決めさせていただきましたのは、私は町長の任期があと2年ありまして、その3年間というのは私の町長の任期の間の計画。次の町長、誰になるか分かりませんが、次の町長が公約を掲げられていろいろ政策を実行されるときに、それを次の1年かけてしっかり総合計画の中に反映をさせていくという、そういう作業をもって町長の任期を目安に総合計画の計画期間を決めるというのが、一番町政運営、まちづくりをやっていく上で適切ではないかということで、今回は7年間という計画期間を決めさせていただいたということでございます。

それに、あと、当然、基本構想というのは議会で議決をいただいておりますので、見直しをする場合は議会のご承認が必要になります。ただ、基本計画とか活動事業については、やっぱりその都度、必要に応じて見直しをしていくということが必要だというふうに考えています。

これから本当に厳しい社会になってまいります。当然、財政も厳しくなってくると思いますけれども、財政が厳しくなってくるからすぐに緊縮財政に移らないといけないということではなくて、まずは行政の生産性を上げて、費用対

効果を高めていくことによって財政の無駄をなくして、その分を必要な投資に充てていくという考え方、行政の費用対効果、生産性を上げる、そのような行政の仕組みをつくるということが非常に重要なことだというふうに思っています、それをやっぱりしっかりそういうような行政システムに変えていくということが、今回の自治総合計画の大きな目標だというふうに考えております。

校区づくり計画におきましても、住民の皆さん、地域住民の皆さんの意見をしっかりお聞きしながら、例えば校区ごとに特徴が違うと思いますけれども、それぞれの校区の校区づくり、どのような校区にしていきたいのか、そういうところをしっかりと皆さんの意見を反映させながら、校区づくり計画をつくっていただくということになるかと思っておりますけれども、校区づくり計画に関しても、やはり時々、その必要に応じて見直しをしながら、本当に自分たちの校区、自分たちの地域をどうしていくかということをしっかり計画に落とし込んでいくということが必要だというふうに考えておりますので、その校区づくり計画についてはしっかりと地域で議論をいただくということが必要になってくるというふうに考えております。

今回の計画についての計画期間の考え方に関しましては、7年ということまで考えていますけれども、その中には今回の自治総合計画の特徴として、本来行政が効率的な費用対効果の高い、生産性の高い行政を運営していくための基本的な考え方をしっかりと盛り込んで、それを実現していこうというものが含まれているということ、ぜひご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長 基本計画の設定についての最後の質問でございますか。10番、古賀知文議員。

古賀知文議員　　今、町長言われたマニフェストを守るというのは、これはもう当然のことでありまして、それと政策の整合性を取るということは、これはもう基本的なことですから、ぜひお願いしたいと思うんですが、実は、このいわゆる未曾有というんでしょうか、このコロナ禍の中で、私の危惧することは、年次といいましょうか、目標にこだわるあまり財政に無理が及ぶこと。例えば、補助事業において国とのタイミングが合わず一般財源に影響が出るとか、行政サービスがおろそかになるなどの弊害があってはならないというふうに思います。

それと同時に、私が一番心配なのは、町全体が目標達成のため、焦りにより疲弊することです。当然、町の職員が、やはりそういう態度を見ますと、町民全体がやはり不安になるわけです。

この総合計画は、予算がひもづきということで、年々政策の見直しが必要ということになっています。行政、議会を含む町民皆で慎重に評価を行い方向修正することで、一番いいゴールに到達しなければならないというふうに考えておりますが、町長の考えを伺います。

議長　　答弁を許します。境町長。

境町長　　古賀議員のご質問にお答えいたします。

本当に議員にはご心配のご意見もいただいております。しっかり今後も議会議員のご意見を伺いながら、総合計画の目標の実現に向けて取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

今、次から次に新しい課題が出てきていて、それをやっぱり効果的に実施を

していくためには、予算も人材も限られているわけですから、その中でやっていくためには、本当に全体の中で優先順位を決めて、そこに人材であったりとか予算を優先的に配分をしていくような、そういうような行政の在り方が求められているのではないかと思います。

今までの仕事をずっと繰り返すだけでは、もう新しい課題には対応できないわけでありまして、そういう意味では、常に町全体であっても、あるいは課の中で、それぞれの事業の優先順位をかけて、やっぱりしっかり取り組むべきもの、これはやめるべきじゃないかというもの、そういうものをしっかり優先順位をつけながら、メリハリをつけながら、仕事をしていくということが必要じゃないかというふうに思っています。そういうような仕事の仕方をやっていくために、今回、その活動事業計画もしっかり総合計画の中で政策、施策、基本理念までしっかりひもづけをして、全体として効果的に目標を達成していこうという、そういうような組立てになっているというふうに考えております。

やはりそれぞれの事業が本当にしっかりと結果を出せているのかということを検証していくということも、いつも議員ご指摘いただいています、非常に重要なことだというふうに考えております。その事業が本当にしっかり費用とか人材を投入したことに対して、それに対するしっかりとした結果が出せたかどうか、もし出せなかったら何が悪かったのか、そういうところを検証する、もしくは本当にそれが必要なのかということもしっかり検証していくということも重要になってくるわけでありまして、PDCAの中で検証システムをしっかりとさせるというのは重要だというふうに思っていますので、これも本当に議員の皆様と事業の結果等についてはしっかりと共有をしながら、次の事業につなげていくということが必要ではないかなというふうに考えております。

それと、やっぱり今の町がどういう状況にあるのか、まちづくりがどういう

状況にあるのかということ、しっかり町民の皆さんにお知らせをしていく。その町の立ち位置であったりとか、課題であったりとかを、しっかり町民の皆さんと共有をしていくということも、非常に重要なことではないかと思えます。そういうような仕組みを今回つくったというふうに思っていますので、それをしっかり運用していけるように、ぜひ取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上で終わります。

議長　　ちょっと質問の途中ですが、暫時休憩いたします。

| | | |
|----|---|---|
| 休憩 | 時 | 分 |
| 再開 | 時 | 分 |

議長　　申し訳ございません。再開いたします。

次に、大木町自治総合計画の校区づくり計画についての質問を願います。古賀知文議員。

古賀知文議員　　続きますして、校区づくり計画について質問いたします。

自治総合計画には、基本計画を構成する行政運営計画と校区づくり計画があります。政策と予算がひもつきであるという部分を除けば、行政運営計画については、今までの第5次総合計画まで行政が取り組んできた事業の計画とほぼ同様であり、内容についておおむね理解可能であります。校区づくり計画に

については、本町として初めての取組であり、私も含め町民のほとんどの方が理解できないのではないかというふうに考えております。

そこで、1、校区づくり計画の概要について、現時点で分かっている範囲で端的に説明願います。

次に、校区づくり計画について、私個人的には施行方が大変遅れているというふうに考えております。前段でも申し上げましたが、当該校区づくり計画は、自治総合計画の大きな目玉であり、大木町自治総合計画の目標達成を左右する政策だと考えております。これ以上の遅延は許されません。今後の推進方の工程について、いつ頃までにどのようなことを行う予定か、現時点で分かる範囲で説明願います。

最後に、自治総合計画では、政策規律と財政規律との整合性を図るため、基本計画で位置づけた政策、施策のみ予算措置を講じることができるとしてありますが、校区づくり計画においても同様に、基本計画で位置づけた政策、施策のみ予算措置を講じるということになるのでしょうか。基本計画の策定段階で、自治区組織において、予算を考慮した政策、施策を設定するのには無理があるのではないのでしょうか。その場合、地区にとって真に欲しい活動事業に予算措置ができないのではないかという点で不安に思うのですが、副町長に伺います。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 10番、古賀知文議員の一般質問にお答えいたします。

古賀議員がおっしゃるとおり、今回の自治総合計画の大きな柱の一つが校区づくり計画でございます。今回の自治総合計画の基本計画については、行政が責任を持って取り組むべき政策、施策を定める行政経営計画と、住民や多様な

主体が連携、協働して校区の課題を解決し、いつまでも安心して暮らせる地域づくりを推進していくために、それぞれの校区ごとに、目指す地域づくりの方向性を示す校区づくり計画を定めて、両計画が車の両輪として機能していくことで、基本構想に描く目指す町の姿を実現していこうとするものでございます。

人口減少や少子高齢化、経済低迷など縮小社会が進行していく中で、将来にわたって安心して幸せに暮らせる地域社会をつくっていくには、財源がますます厳しくなっていく行政の取組だけでは不十分で、今まで以上に住民の皆さんの協働の取組が重要になってきます。その取組の母体となるのが行政区単位の自治組織であって、さらにそれを支える協議体として校区コミセン、活性化協議会の活動強化を目指しております。

特に近年、頻発する災害の中にあっては、地域の支え合いが緊急時に力を発揮していると多数報告がされておりました。日頃からのコミュニティー育成がいかに重要か、そのためにも日常の見守り活動や環境美化活動、祭りといった一定の範囲で取り組む方が、効果的な活動を通して地域自治力を高めていきたいと考えているところでございます。

そこで、地域の皆さんの話合いの下で、校区づくり計画の策定をお願いしたいというふうに考えておるわけですが、校区づくり計画は、地域の課題を認識し、どういう地域にしたいのか、そのために自分たちには何ができるのかを考えていただき、行政が取り組むべきことと住民の皆さんが自ら汗を流して取り組むことを整理して、今後の地域づくりの旗印を示していただくものでございます。計画の内容は、各校区、独自のスタイルで構わないと思うのですが、当初は、逆に、重厚なものではなくて、キャッチフレーズ等を盛り込んで、地域の皆さんがイメージしやすいような簡潔なものではないかというふうに考えております。これから、地域の皆さんでじっくり練り上げていただきました

いというふうに思います。

次に、今後のスケジュールについてですが、4月に各校区に地域づくりを担当する職員を配置しますので、校区運営の基礎となる活性化協議会の体制が整ったところから、順次検討に入っていただければというふうに思っております。いつまでにつくらないといけないかということの期限の制限はありませんが、地域づくりの方向性を皆さんで確認していただく機会になりますので、早めの着手をお願いしてまいりたいと思っております。

最後に、校区づくり計画と町の財政規律との関係ですが、校区づくり計画は住民の皆さんが主体的につくる計画ですので、行政運営上の町の財政規律とは直接的には結びつかないものと考えております。しかし、校区づくり計画に掲げる活動内容によっては、一定の予算が必要になることも考えられますので、未来投資予算制度などを創設するなどして財源を確保するとともに、担当職員を通じて逐次状況を把握し、地域活動が活発に展開できるように必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

なお、今回の自治総合計画の中に、地域づくりは一つの柱として設定をしておりますので、予算措置はその分、計画に上がってないから割りつけをしないというようなことはありませんので、十分な対策を取っていきたいというふうに考えております。

以上で10番、古賀知文議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、校区づくり計画についての再質問ございますか。古賀知文議員。

古賀知文議員　この質問の内容については、通告書を作成した後に、行政か

ら議会に対し地域組織運営についての説明がありました。結果として、校区づくり計画について、現段階では詳細なことについて説明できる段階には至っていないということなので、1番から3番までの質問について、まとめて質問を進めてまいります。

校区づくり計画については、私は大きな世の中の流れ、つまり風潮に乗っているのではないかというふうに思っています。現在は、コロナ禍や政治家、官僚の接待問題でかすんでいますが、菅政権発足時に、政府は自助、共助、公助の補完性の原則は、今後日本の財政再建には欠かせない政策であり推進していくというふうに言っております。校区づくりの根幹である共助、いわゆる地域でできることは地域で行うということですが、具体的にはどういうことか私なりに考えてみました。今まで地区で行ってきた事業の中にヒントがあるような気がしたので、例題として紹介してみます。

我が地区では、一昨年まで、町の花のあるまちづくり事業で、幹線水路沿いにケイトウの花の植栽を行ってきました。もちろん今年も継続しています。地区の子供から老人まで100人超が集まり、にぎやかに植栽をします。ケイトウが咲き誇る頃には、盛大にけいとう祭が行われます。子供や老人会は、どんこ舟から見るケイトウの花に大喜びです。若い人で構成する実行委員は、バザーやゲームで皆を楽しませるために苦心します。祭りの責任者の実行委員会は、昨年壮青年部として発足し、地区内の“よろずごと”助け隊として活躍しています。また、休みの日にはカメラを持った人が遠くから訪れます。本事業を通して、地域の活性化、コミュニティーの醸成を図れていることは言うまでもありません。

植栽の範囲の拡大を図っていた矢先、一昨年で花のあるまちづくり事業は打ち切られました。町全体から見ると、田園風景が広がる農村地帯と学校や駅が

ある居住地域では、おのずと必要性に差があり、いつまでも事業を続けるわけにはいきません。もし、今後も地域独自で事業を進めるため、地区で計画書、予算書をつくり、事業を進めることができたらいいなというふうに思います。事業を進めるためには、地域の組織が必要になってくるのは言うまでもありません。

次に、もう一つ例を挙げてみます。これは仮定として取り上げます。地区内の狭隘道路の話です。

田園風景が広がる我が地域には、交通量の極端に少ない町道が多々あります。のりの部分の舗装は壊れ、緊急車両は家の近くまで入れません。地区にとっては、現在の幅員のままで舗装と路肩の補修のみで用は足りると思うのですが、町で改修の事業を行うと町道の規定があり、幅員、舗装厚等の制限を受けます。工事のコストアップ、用地買収、登記経費等で、年間にできる延長は限られます。1日数台しか通らない道路に、果たして規定に適合したものが必要なのか考えさせられます。地域独自で用が足りるだけの事業ができればと考えます。それには現時点では法整備等の問題が出てくると思います。

以上、私の周りに2つの例を挙げてみました。困難さの差異はあると思いますが、どちらにも校区づくりのヒントが隠れているような気がします。先ほど申しました世の流れについてですが、今後、地方分権が進み、政府の言う補完性の原則が国中に浸透したとき、私の思う校区づくりの夢が現実のものになるかもしれません。

話を元に戻しますが、今回の自治総合計画の校区づくり計画については、地域性に差があり、難しい問題が多々想定されますが、まずは現在まで区長が町から委嘱されて行っていた事業について、極力町の手を取らず、地域で行う方法を模索することから始めてはどうでしょうか。次に、近い将来には、例題に

挙げたような事業について、できる範囲で検討してみてもいいでしょうか。副町長の意見を伺います。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 古賀議員の再質問にお答えしたいと思います。

貴重なご意見をありがとうございます。今回の自治会とそれを支える校区協議会につきましては、地域での話し合いを今現在お願いしております。その理由といたしましては、地域の課題はやっぱり地域に住んでいる人が一番分かっているということですので、そこで解決策を考えて決定して取り組んでいくと、そういう流れがやっぱり必要なんじゃないかと。それがやっぱり自治という考え方に基づくものですので、それを地域のほうで取り組んでいただきたいということが根底にあります。

古賀議員が紹介いただきました蛭池のケイトウの取組なんですが、そこから次の段階では“よろずごと”助け隊ということで、若い人たちにそういう取組が広がっているということで、まさしくこういう地域での活動が、次の地域づくりにつながっているということで、モデルになるケースではないかなというふうに考えております。

できることから、自分たちに何が課題としてあって、どういうことに取り組んでいくかということ、まず話し合ってくださいということが大事かというふうに思います。ですので、校区づくり計画につきましては、各行政区、さらには今お願いしております自治会の、実際に今、その単位でどういうことを行っているのかを踏まえまして、自治会単位で取り組んだほうがいいこと、さらにちょっと広げて校区単位でやっぱり取り組んだほうが効果が出ると見込まれ

るもの、そういうことを整理をしていただいて、計画を練っていただければというふうに考えているところでございます。

さらに、課題というのは、町の計画も同じですが、地域のほうの課題もやっぱりずっと変化してくると思います。ですから、随時そのときの時代の課題を対応していくということで、話し合いを基に、その計画自体も見直しをかけていくということも必要じゃないかというふうに思っておりますので、ぜひそういう点でご協力をお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 通告の時間、若干過ぎましたけれども、非常に関心も高い内容ですので、若干延長を許可したいと思います。10番、古賀知文議員、どうぞ。

古賀知文議員 最後に、これは質問ではございません。意見ということでよろしくをお願いします。

校区づくり計画について、当初の考えは、町民が皆で話し合い練り上げようということだったと思います。ところが、途中でコロナ禍により、一番重要な町民が皆での部分が十分にできなかったのではないかと思います。この計画を成功裏に導くためには、町民が皆での部分は絶対欠かせないと思います。コロナ禍が終息し次第、時間がかかるとは思いますが、できるだけ一人でも多くの町民に説明し納得してもらい、地域自ら実行する、そういう意識を持ってもらう、それから始めることが肝要だと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、一言だけ町長のご意見を伺いまして、私の質問を終わります。

議長 簡潔に答弁を許します。境町長。

境町長 古賀議員のご質問にお答えしたいと思います。

私も蛭池の花、ケイトウの祭りに参加させていただきまして、本当に地域の人たちが一生懸命地域をよくしよう、若い人たちからお年寄りの方まで参加をされていました。本当にこういう活動をすることで、やっぱり地域がどんどん活性化していくんだなということを感じさせていただきました。そういう意味では本当に、地域の人たちがみんなが参加をして、自分たちの地域をどうしようという、そういう話合いの場を重ねることで、自分たちの未来を自分たちで切り開いていくというか、イメージをしていくということが非常に大事だなというふうに考えておりますので、ぜひそういう形で進めさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

議長 以上、よろしゅうございましょうか。

古賀知文議員 どうもありがとうございました。

議長 以上で、10番、古賀知文議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を11時5分からとさせていただきます。10分間の休憩でございます。

休憩 10時55分

再開 11時05分

議長　それでは、ご案内の時間より若干早いですが、休憩前に引き続き、会議を開きたいと思います。

一般質問に戻ります前に、2番、野口裕子議員の再質問に関する教育長の答弁の一部分で修正の申出がありますので、修正の答弁を求めたいと思います。北原教育長。

教育長　野口裕子議員の一般質問の中で、今度、新たにできることも未来課ということで、そういった中で、どのような考えを持っているかというご質問だったので、その中で私が第6次総合計画と称しました。私の認識間違いで、自治総合計画ということで、訂正しておわび申し上げます。

議長　野口裕子議員、よろしいですね。

それでは、12番、中島宗昭議員の一般質問を許します。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　12番、中島宗昭でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、60分の短時間の中、3問ほど質問させていただきます。

まず1問目、公共関連施設設備の検証と今後の対応対策について伺います。

この十数年、本町においては、バイオマス施設をはじめ数々の公共施設の新設、附帯設備の設置、改修等、多岐にわたり事業の推進を図ってこられました。それもこれも、それぞれに将来を見通しての構想や、目指す目的あつての投資であったかとは思いますが、その目的達成のために設置された施設も、また機

械類も全く使用されていない。そして、住民の憩いの場である公園施設など、ほかにもたくさんの施設があります。今回は、昨年の決算審査、今回の予算審査等でも課題となった施設について質問をいたします。

まず最初に、お手元の写真1、資料1、旧がんばらん館、大木町農産物加工販売施設ですが、写真のとおり、昨年までシャッター等が開いた日をほとんど見かけませんでした。この施設は、道の駅に農産物直売所が開設されたことによることと、6次化を目指す1人の女性の熱意に、町としても農産物の6次化は重要な課題であると位置づけするとともに、新しく6次化を目指す人材を育てるという大きな目的の中で、農産物加工施設として、当初、600万円の予算でしたが、最終的には1,000万強のお金をかけて改造、改修されました。

しかしながら、この取組は2年と続かず、利用されずまま、6次化に取り組む人材も育たず、挙げ句の果て、健康づくり公社に指定管理させる羽目になっているのが現状ではないでしょうか。

今までも検証されて、今の状況だろうと思われまことから、今後、この施設を生かしての見直し、対応策をどのように考えてあるのかお尋ねいたします。担当課長、よろしくお願いします。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 12番、中島宗昭議員の一般質問にお答えいたします。

大木町農産物加工販売施設の施設整備の目的については、大木町農産物加工販売施設の設置及び管理に関する条例（平成25年条例第20号）の制定により、第2条、加工販売施設は、大木町で生産される農産物を活用した特色ある加工品「大木町農産物加工品」を開発及び販売することにより、大木町の農業

及び関連産業の活性化に資することを目的に設置されたものでございます。

次に、設置後の利用状況及び実績の検証については、毎年9月の定例議会におきまして、主要な施策の成果による報告のほか、決算審査特別委員会において、決算内訳及び事業内容の審査をいただいているところですが、使用頻度や施設の設置目的を十分に満たす効果が発現されていないのではないかというご指摘をいただいているところでございます。

この点につきましては、私もこれまでの取組は十分なものでなかったと感じており、これまで以上に指定管理者に対して指導助言するとともに、行政との連携をさらに図っていく必要があると考えております。

今後の対応策についてですが、次の指定管理期間内に、地産地消の推進など施設目的を達成するため、今回指定申請がありましたその指定申請において示されております基本方針に沿った事業活動を、指定管理者が積極的に実施展開されるとともに、後方支援等、町として連携ができる部分はしっかりサポートしながら、今後の利活用の在り方も含め検討していきたいと考えております。

それと、先ほど中島議員のほうから指定管理についてのお話がありましたけれども、平成25年11月頃から開始いたしまして、平成26年度から指定管理という形で、現在の株式会社大木町健康づくり公社のほうにお願いをしているところでございます。

以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、大木町農産物加工販売施設についての再質問ございますか。

12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員　指定管理者に指導助言し、指定申請において示されている基

本方針に沿った事業活動を積極的に実施展開されるよう、町としてもしっかりとサポートするということですが、もともとの目的は、6次化を目指す人材を育てることであったと思います。果たして指定管理者に6次化の人材育成ができると思われているのかが1点。

指定管理者の指定手続等に関する条例、募集、第2条では、指定管理者になろうとする法人、その他の団体を公募するものとなっておりますが、町としては、広報、チラシ、町のホームページなどいろいろあるかと思いますが、どのような形で公募されたのか。

また、3点目、指定管理に応募された会社の社長が町長であることから、町のトップの町長が自分の会社に指定管理委託することは可能なのか。第三セクター方式であることから大丈夫だとは思いますが、条例によると、申請者の審査は町長が行うことから、少し矛盾を感じますので、以上3点について、町長にお尋ねいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 中島宗昭議員のご質問にお答えしたいと思います。

がんばらん館については、議員ご指摘のように、当初、農産物の販売、加工したものを販売するとか、そういう形で出発しまして、6次化を推進しようということで、そういう方向で方針転換して改修をしたということでありました。利用状況については、当初はいろいろ、貸し制度とか、そういう形で活用されていたというふうに報告受けておりますけれども、その後に関してはやっぱりだんだん利用が少なくなってきたという状況ではあります。最近では、地域の野菜とかを使った惣菜、弁当づくり等に活用しているというようなことで、

それについても地域の農産物、特産物を加工して、やっぱりできるだけ地域で循環させていくという事業の一環という形で取り組んでいるということで聞いております。

令和2年度の使用回数が200回程度だというふうに聞いております。この施設をどう活用していったらいいかというのは、議員のいろいろご意見等も伺いながら、本当にどういう形で利用するのが一番いいのか。これまでの目的どおり、6次産業化の人材を育てるとか、そういう形で活用していったほうがいいのか、もしくは、例えばもう少し広く、特に地域の方たちのチャレンジショップ的な形での利用とかも検討できないのか。アクアスは年間16万、17万ぐらいのお客さんが見えになりますので、その地の利を生かした活用の仕方、大木町の農産物とかそういうものを活用できるような活用の仕方がないのか、ちょっとそれを少し議論する時期に来ているんだろうというふうに思っています。これについては本当にざっくばらんに議論をさせていただいて、一応指定管理者のほうからは3年間で新たな、本当に活用できる、もったいないので、活用する方法を模索していくという、そういうような事業計画をいただいていますので、そういう方向で議会ともご相談しながら今後の活用の仕方を検討させていただきたいというふうに思っております。

指定管理の在り方につきましては、第三セクターに指定管理をさせるということで、今回、申請をいただいて、議案としてご協議いただいているところであります。この6次産業化の人材育成とか、6次産業化を支援するという取組に関しましては、純粋な民間の方がそういうような支援とかができるか。やっぱりそれは行政と深く関わった形で、指定管理に出しているのが、おっしゃられたように私が社長の第三セクターでありますけれども、行政としっかり一体となって達成していくべき事業でありますので、町長が特に認める者という形

でこれまで指定管理をさせていた健康づくり公社のほうに、引き続き指定管理をお願いしようという形で行っているところであります。これについては、町長が社長でということでご指摘受けましたけれども、三セクに指定管理を委託することに関しては、何ら問題はないというふうには解釈しております。ただ、その進め方をしっかりここを活用できるような形で進めていくように、町がしっかり関わりながら指定管理と協議をして活用の仕方を今検討する時期に来ていると思いますし、その活用の仕方によっては、今の条例はあの施設が6次産業の加工品を製造販売もしくは人材を育てるための施設ということで規定されていますので、そこら辺も含めて使い方によっては再検討していく必要もあるのかなというふうに考えております。

以上で終わります。

議長 公募について検討したのかについては。

境町長 公募はしておりません。指定管理に関する条例において、町長が適当だと認めるときは公募をせずに指定管理をするということができるようになっていますので、その条項を活用させていただいたということでございます。

以上でございます。

議長 暫時休憩をいたします。

休憩 1 1時 分

再開 1 1時 分

議長 再開いたします。

再質問ございますか。12番、中島宗昭議員。

中島宗昭議員 ちょっと条例のを別のところに置いていましたので。

一応、最初のチャレンジショップとか、そういった形の使い方とかそういったことはありますが、昨年の決算審査のときに委員長報告の中で、民間に賃貸をしたかどうかという形でお願いしておったと思います。そういったことで検討されたのか、そのあたりが一つ。それからまた、チャレンジショップのチャレンジショップでいいですから、そういった形で、3年じゃなくて前向きに早めに取り組むといった決意を伺いたいと思います。

それから、初期の目的達成のために本当に指定管理に依存していいのかと、それから、これは第三セクターであるから、町のトップが町長であっても、町長が社長であるその会社が受けてもいいということは分かっております。でも、条例の中で公募をするとか、ずっと町も幾つか、10条やったか、ありました。それで、弁護士の方に尋ねたら、条例の不備はありますと。ですから、条例を変更する、そういった対策が必要じゃないかという返答をいただいております。ですから、もう少し検討してもらって、今、第三セクターに委託されるような条例の見直しに取り組むべきだと思いますが、この2点についてお願いいたします。

議長 まず初めに、広松産業振興課長の答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 12番、中島議員のご質問にお答えいたします。

私のほうからは、決算委員会の報告の後に検討したかというようなところのご質問に対しましては、具体的な検討は行っておりません。その当時、プロジェクトマネジャーが基本的に、今現在200回以上はやっておりますけれども、一応チャレンジショップ的なことができないかというような検討に入っておりますので、一応その流れの中で今年度のほうは事業のほうをお願いしているところでございます。

それと、令和3年度の組織目標というものが各課で設定をするわけでございますけれども、その中におきまして、今先ほど町長のほうが答弁いたしました今後の在り方の検討、それと協議というところ、条例改正も含めたところで一応検討するということで、課内のほうで組織目標といたして、来年度は行ってまいりたいというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

議長 次に、答弁を許します。境町長。

境町長 中島議員から、指定管理の条例を含めて、在り方について根本的なことでのご指摘をいただきました。議員おっしゃるようなことで、やっぱり指定管理制度というのが、ご存じのように平成17年に国の方針で、基本的に管理委託制度が廃止をされて、指定管理制度じゃなくてはいけないという、そういうことなくくりの中で、大木町の公の施設も基本的に指定管理という形で変更させていただいたという経緯がございます。

ただ、大木町の公の施設はほとんどが行政目的施設でありまして、やっぱり民間にそのまま委託をするのになかなかなじまないような施設が多かったので、

基本的には大木町として、その辺はご存じのように第三セクターなりが運営するという形を取らせていただいていると。それに対して、じゃ、条例がどうなのかということは今ご指摘いただいて、弁護士のご意見もあるということでもありますので、私どもそれを検討させていただいて、国の方針でつくった条例なので、変更することが可能かどうかというのがありますけれども、それはそれで、議員ご指摘いただきましたので検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長　それでは、次にいきたいと思います。公共施設関連で、次の道の駅設置の風力発電機についての質問をお願いします。

中島宗昭議員　次、写真の2です。道の駅には国道442号の入口に1台、それからまた循環センター入口とそれぞれに風力発電機の2基が設置されています。設置、稼働し始めた頃は、さすが循環の町ならではの、バイオマスタウン構想にふさわしく、誇らしく感じ、大木町の自慢の一つでもありました。

しかし、しばらくすると動かず、止まったままの時間が目立つようになり、担当課に問い合わせてみると、故障。その後、動き始めたかと思ったら、また止まったまま。また尋ねてみると、今度は風が強く動かせませんと返答されました。今では、風の影響は関係なく、全く数年間動かず、止まったままだと思えます。

私も、道の駅には度々足を運びます。そのときに、道の駅を訪ねてこられた方々からも、動かないのですかと尋ねられます。さすが、風の強いときは動かせませんとか言えない、困惑いたしております。

風力発電機は、ただ単にシンボルとして設置されたものではないと思うことから、実績と検証、そして今後の対応策、見直しなどをどのように考えているのか、町長の思いとして設置されたものだと思いますことから、町長にお尋ねいたします。

議長 暫時休憩いたします。

| | | |
|----|-----|---|
| 休憩 | 11時 | 分 |
| 再開 | 11時 | 分 |

議長 再開いたします。

答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 12番、中島宗昭議員の一般質問にお答えいたします。

道の駅設置の風力発電機の施設整備は、平成22年4月の道の駅おおきの開駅のための第2期事業の工事として整備がなされ、施設目的は、道の駅おおきの位置を示す看板サインとしてのほか、自然エネルギーを活用した施設としてのシンボルPR施設としての位置づけでございます。

風力で発電されるエネルギーは、本施設を夜間ライトアップする電力として利用する計画となっていましたが、この数年、最近では平成31年から蓄電能力が劣化し、更新ができない状況でございます。

この施設の設置後の実績などの検証は、さきに述べました設置目的がシンボ

ル的な施設であることから、特段行われておりません。

今後の対応策のお尋ねにつきましては、道の駅おおきの施設全体、農産物直売所及び農家レストランの建屋の老朽化に伴う改修や、各施設内に装備しています機械類の更新など、開駅11年目を迎えておりますので、指定管理者等とリスク分担について協議し、令和3年度は修繕工事や機器類の更新などの洗い出し、その中で優先順位をつけ、今後の施設維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、道の駅設置の風力発電機についての再質問ございますか。
中島宗昭議員。

中島宗昭議員　予算審査のときにお尋ねしまして、数年おきに蓄電池、バッテリー交換の必要があると説明をいただきました。このことは、設置前に分かっていることで、十分、設置以前に調査検討されての設置と思いますが、調査ミスではなかったのか。また、施設としてのシンボルPR施設目的だけとしての設置であったのであれば、PRの効果の検証をされたことと思いますので、その結果をお尋ねいたします。

議長　答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長　12番、中島議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目でございますけれども、当初からそういった更新時期は分かっているんじゃないかというようなことでございますが、平成22年に設置されま

して、平成26年に一度バッテリー及び照明器具の更新が行われております。その後、大体5年に一度ぐらいバッテリーが劣化いたしますので、本来は平成31年ほどにすべきでしたが、指定管理料の中で毎年、発生予算の修繕費として70万円程度、指定管理料の中に含んでおりますけれども、他の機器、直売所内にある冷凍ケースであったりとか、そういったところで支出のほうが出まして、なかなか今までちょっと更新ができない状況になってございます。

シンボルとしての検証でございますけれども、特段、その部分についての検証を行っていませんけれども、議案でお願いした指定管理の中の説明で申しましたとおり、毎年、来場者も20万人の来場をいただいております、そのほとんどの方が自動車で来られております。実際、風車等は回っていない状況、ここ2年ほどございますけれども、そのシンボルを目指して、当然、標示板も大きく国交省のほうで掲示はされておりますけれども、そういったところの効果はあるんだろうというふうに思っております。

回答は以上でございます。

議長 道の駅設置の風力発電について、3回目の質問でございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員 なかなか難しいところではありますが、せっかくそういった形で5年に1回ずつ蓄電池のバッテリー交換ということでやっておられて、31年度はできなかったということですが、せっかくシンボルとして利用しているんだったら、やっぱり常に動かす状況にもっておくのが常だと思っておりますので、バッテリー交換の費用がかかっても、来場者が目指す場所

が分かりやすいと、そういったことで効果があるということであれば、常に動かす状態に保っていただきたいと思います。これはお願いでございます。

議長 次に、公共施設関連の道の駅設置の急速充電器についての質問をお願いします。

中島宗昭議員 これは3番目の写真です。急速充電器は、今、道の駅設置の急速充電器についてもしかりで、お手元にあります写真のように、急速充電器は機器不調のため休止させていただきます、大変ご迷惑をおかけいたしますと表示されて幾久しくなります。町長をはじめ関係者には何回となく問いましたが、なかなか修理いたしますという返事は一回も聞けませんでした。ちょうど1月に熊本から道の駅に見えられた方から、充電したいのですが使用されていませんねと尋ねられました。そこで、今使用できないことから、柳川の日産自動車販売店を紹介すると、前回も同じようなこと言われましたよという返答されました。すみませんという言葉しか出ませんでした。道の駅を交流拠点と捉えられているのであれば、修理し、利用可能にすることで、待ち時間内でも、大木町の特産品の一つでも買っていただくことも可能であると考えます。今までの状況、実績を踏まえ、検証された上で、今後どのように対処されようとしているのでしょうか、担当課長、お願いいたします。

議長 答弁を許します。広松産業振興課長。

産業振興課長 12番、中島宗昭議員の一般質問にお答えいたします。

道の駅設置の急速充電器の施設整備は、平成24年度に福岡県より電気自動

車急速充電器の無償提供自治体の決定をいただき、くるるん施設から同施設までの電気工事を行うことが必要となりました。その事業費の一部を平成25年度に一般社団法人の次世代自動車充電インフラ整備促進事業申請を行いまして、その交付決定を受け、本事業に係る費用の一部を交付金で賄い、電気配線等の工事が完了いたしております。同時に、日産より電気自動車急速充電器本体が無償提供され、同年10月4日に除幕式が挙行されてございます。

設置目的は、本町は環境に配慮した循環のまちづくりを進めることから、化石燃料の使用を減らすための電気自動車の普及を考え、そのためにはインフラの充実を図ること、併せておおき循環センターのバイオガспラントでつくり出す電気を利用することで資源循環の仕組みをPRできること、さらには道の駅おおき内に同施設を設けることで、町外の電気自動車利用者の集客が期待できることも設置した目的の一つでございます。

設置後の利用状況は低調でございまして、詳細な実績の検証は行っておりませんが、年平均で100件ほど、月で申しますと平均8件程度の利用となっております。

今後の対応策のお尋ねについてですが、令和2年4月7日に新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が発令され、人の動きも自粛される状況下となったこと、それと、令和2年の当初は、4月には道の駅おおきのインフォメーションに常時、人の配置を行わないことになったことなどの理由から、当面の間、電気自動車急速充電器の利用を見合わせることにしております。

なお、これまでの固定的な利用者には、指定管理者より本人に休止についての理解を求め、承諾いただいたことから、調整中という形で充電利用を見合わせておるところでございます。

今後、コロナ禍の収束を見極めながら、非接触型の受付利用等も検討するな

ど、改善を加えての利用再開というものを考えてまいりたいというふうに思っております。

以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、急速充電器についての再質問ございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　設置後の利用状況は低調であり、実績の検証は行っていないということですが、低調であるからこそ検証は必要ではなかったのかと思います。その結果を基に対策を講じ、利用者を増やすべきではなかったのでしょうか。答弁の中に、町外の電気自動車利用者の集客が期待できることも目的で設置されたことも、目的の一つということでございます。

また、交流拠点と位置づけるなら、直ちに修理の再開を望みますが、いかがでしょうか、町長にお伺いします。

それからもう一つ、現在、固定的な利用者だけに休止の理解を求めること自体がおかしいと思いませんか。この2点についてお願いいたします。

議長　答弁を許します。境町長。

境町長　中島宗昭議員のご質問にお答えいたします。

急速充電器の件に関しては、ご指摘のように、議員から直接どうなっておるんだというご指摘を受けたことはございます。日産のほうから電気自動車の提供を受けたときに、充電器のほうも設置をいただいたということでもあります。大木町の目指す環境に配慮したまちづくりにとって、やっぱりそういう電気自動車、特にバイオマスセンターで発電した、いわゆるカーボンゼロのエネルギー

一を使うということ、そういうのを一つモデルとしてつくりたいということで設置をしたわけでありますけれども、やっぱり運用の仕方等について、なかなか、一々担当者が行って、鍵を開けて充電をしていただくとか、そういうような手間の問題であるとか、あとどういう形でご利用いただくとか、そこら辺のところの整理がやっぱり必要な状況にはなっているところであります。ただ、大木町としても、気候非常事態宣言もやっけていまして、町としても電気自動車を増やしていくという方針を出していますので、議員ご指摘のように、この充電器についてはやっぱりしっかりと活用していけるような形で、非接触型のカードか何かで使えるような、そういうことも含めてぜひ検討させていただきたい。もう少しお待ちいただきたいと思います。そういうことに関して多少なりとも費用がかかりますので、そういうことも含めて検討させていただきたいと思います。

以上です。

議長　それでは、急速充電器について3回目の質問。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　検討させていただきますと言いますが、その期限は、ずっと何年も前から検討しますって、そのままでございますので、特に今後EV車が主流になってくる現状を鑑みながら、早く修理して、そして客を呼び込む、そういうことにつなげていっていただきたいと思います。修理をできない何か理由があるんですか。急速充電器を使うと、ほかからの電力を余計使うから不備があるとか、そういうことの懸念はあるのか質問いたします。できない理由。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 期限を切れということでございます。今年中には少なくとも、今年中にすぐ使えるかどうかは別にして、今年中にはしっかりと方向性をお示ししたいと思えます。どういう形で修理して使っていくかも含めてお示しをさせていただきたいと思えます。

それと、電気の供給の仕方が、今くるるんのほうから供給するようになっていて、実際使ってみて、どうしても使う時間帯によっては電気のピークに影響する可能性がある時間帯があるので、そういうことも考えると、ちょっと電気の供給の仕方も考え直したほうがいいんじゃないかなど。いつでも本当に自由に使っていただけるような、そういう形に、電気の供給先もやり直したほうがいいんじゃないかということも含めて、しっかり検討させていただきたいと思えます。

以上です。

議長 次に、大莞小学校の隣接、水辺公園についての質問を願います。中島宗昭議員。

中島宗昭議員 大莞小学校隣接の水辺公園について、これは4番目に写真が、2枚載せております。この公園は、当時ブームでもありましたビオトープづくりに由来して整備された公園と認識しております。風見鶏風向計のあるあずまや風の建物は、子供にも近所の方々にも人気があり、みんなの憩いの場、語らの場となっておりますことは、本当にありがたい公園だと思っております。

しかしながら、ここ数年、ずっと以前に撤去された水車に続き、木柵等の囲

い、手すり等の劣化崩壊、通路、広場等の石段の陥没など様々な修理が必要になっていきますことは、建設水道課も認識されていることと存じます。しかし、なかなか修理に至っておりません。ただ単にロープで囲み、危険立入禁止の小さな看板だけでは、安全対策にはなりません。昨年6月の水難事故の教訓は、どこに生かされているのでしょうか。町の施設での不備による事故となれば、これこそ大変なことだと思います。危険箇所はここだけではなく、小高い丘も同様です。池についても、もう少し工夫が欲しいところです。

地域、学校からも修理等の願いがあり、私も何度か伝えたと思いますが、今後、今までの利用状況の検証を踏まえ、安全確保にどのように対処されようと考えておられるのか、お尋ねいたします。担当課長、よろしくお願いします。

議長 答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長 12番、中島宗昭議員の一般質問にお答えします。

議員ご質問の大莞小学校水辺公園は、校庭の中を流れる堀を生かした憩いの場、環境学習の場として、平成6年に建設されました。

当時は、開かれた学校政策の中、一般の方も利用できる小学校隣接の公園でありましたが、平成11年12月、京都市の小学校や、平成13年6月、大阪府の小学校で発生した児童を巻き込んだ事件が引き金となり、学校施設の安全管理、中でも防犯対策の在り方が厳格化されるようになりました。

文部科学省から、学校施設の防犯対策について、厳しい基準での管理運営が求められ、平成19年度末には、大莞小学校でも防犯対策として、学校敷地と公園を分離する形でフェンスが設置されたと認識しております。

現在、建設後27年経過し、環境学習の場としての水辺公園の活用は減少し、

施設の老朽化が進行している状況で、事故の未然防止対策の観点から、修繕や撤去、また更新などが要望されるようになってきております。

このため、町としましては、以前からあった状況に単純にそのまま更新するのではなく、限られた財源の中、費用対効果を高める方策として、利用実態やニーズ等を考慮し、子供たちがより安全に楽しく、さらには子供たちの成長に必要な環境をつくることを念頭に置きながら、学校や地域と今後の対策を協議してまいりたいと考えております。

以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、大莞小学校隣接の水辺公園についての再質問ございますか。
中島宗昭議員。

中島宗昭議員　対策協議をなされていくということですが、まずあ
ずまや風の施設の木柵、手すり等の修理、あれは安全確保のために急を要しま
す。直ちに修理をお願いいたしますが、いかがでございましょうか。

議長　答弁を許します。荒巻建設水道課長。

建設水道課長　12番、中島宗昭議員の再質問にお答えいたします。

本公園の維持管理につきましては、シルバー人材センターに、週1回の清掃
等を委託しております。その内容につきましては、清掃、除草、公園施設等の
目視点検、破損等の不具合箇所の報告などとなっております。また、委託者や
公園の利用者、地域住民の皆様からの公園の不具合の情報提供があった場合に
は、早急に職員による現地確認を実施し、状況を確認しております。

本公園の管理者といたしましては、事故につながる可能性があるもの、大きなけがをしてしまうような危険につきましては、優先的に職員による補修作業ですとか、専門業者に依頼が必要な場合は予算を使って修繕等を実施するなど、早期に不具合の解消を図るように徹底してまいります。

以上で、12番、中島宗昭議員の再質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、小学校隣接の水辺公園についての最後の質問ございますか。
中島宗昭議員。

中島宗昭議員　すぐに修理は対処していただきたいと思います。

また、小高い丘も子供たちの人気ですが、丘の南側及び東側、元水車を設置されておりましたが、老朽化で危険な状態であったことにより水車だけ撤去されておりますが、コンクリート石積みはそのままで、足を滑らせ落ちれば大けが、悪ければ人命に関わる事故につながりかねません。また、併設された小さな池も、水がない状態が多いことから、活用の工夫が求められるのが現状ではないでしょうか。地域の住民や子供の健康と安全を守るためにも、水辺公園全体の修復、改良、見直しが必要となります。町としても、利用実態、ニーズ等を考慮し、子供たちがより安全に楽しく、子供たちの成長に必要な環境をつくることを念頭に、学校、地域と今後の対策を協議していくということでございますので、地域の方々や学校関係者もちろんのこと、小学児童生徒や、大莞活性化委員会等を含めてのワークショップを開催し、みんなで1年がかりで設計、次年度あたりで更新できるような計画をしていただきたいと思いますので、町長のお考えをお伺いいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 中島議員のご質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃられたとおりだと思います。やっぱり地域の中であそこをどう活用していくのか。もともと大木町は堀の町なので、堀に親しむために水辺公園を各学校の横に設置をしているけど、やっぱり老朽化して活用されてなかったり、危険な場所があったりしております。ただ、せつかくの施設ですので、地域でもっとこういうふうに活用したいという案をつくっていただければ、町としてもできるだけ応えていきたいというふうに思っています。基本はやっぱり地域の方たちにどうしたいかということをしっかり考えていただいて、提案していただくこと、それに尽きると思いますので、ぜひ、来年から校区まちづくり協議会も新たなスタートを切ることになっています。そういうこと、地域の課題をしっかり議論していただいて、提案していただきたいと思います。

以上でございます。

議長 次に、2点目の皇室学習指導状況を問うについての質問をお願いいたします。

中島宗昭議員 今上天皇即位3年目を迎えました。学習指導要領には、天皇についての理解と敬愛の念を深めることを求めてあります。小学校の場合、6年生で日本国憲法を学ぶ際に、天皇の地位を定めていることと、憲法に定める天皇の国事に関する行為など、児童に理解しやすい事項を取り上げ、歴史に関する学習との関連も図りながら、天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにすることと定めてあります。

中学校では、日本国及び日本国民の統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解することとするにとどめてあります。

そこで、本町学校教育現場では、学習指導要領でうたわれている天皇の理解と敬愛が深まるような教育がなされているのかお尋ねいたします。教育長、よろしく申し上げます。

議長 答弁を許します。北原教育長。

教育長 12番、中島宗昭議員の一般質問にお答えします。

私から、小中学校の学校教育における天皇の理解と敬愛を深める教育について答弁いたします。

中島議員ご指摘のとおり、小学校学習指導要領の6年生社会科において、日本国憲法における天皇の地位について学ぶこととされています。内容の取扱いとして、天皇の地位については、日本国憲法に定める天皇の国事に関する行為など、児童に理解しやすい事項を取り上げ、歴史に関する学習との関連も図りながら、天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにすることと示しております。

天皇の地位について学習する際に取り上げる事例と配慮事項として、国会の招集、栄典の授与、外国の大使等の接受などの国事行為や国会開会式への出席、全国植樹祭、国民体育大会への出席や、被災地への訪問、励ましといった各地への訪問などを通して、象徴としての天皇と国民との関係を取り上げ、天皇が日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であることを理解できるようにする、また、歴史学習との関連に配慮し、天皇が国民に敬愛されてきたことを理解できるようにすることも大切であると示されています。

また、中学校学習指導要領社会科公民的分野では、人間の尊重と日本国憲法の基本的原則に関する指導内容に、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と、天皇の国事行為に関する行為について理解することと示されています。このことについては、国民主権と関連させながら、天皇が日本国及び日本国民統合の象徴であることと、内閣の助言と承認によって行われる天皇の国事行為の特色について理解できるようにすると示されております。

以上のような学習指導要領の指導内容、指導上の配慮事項等を踏まえて、各教科書には、日本国憲法に関する単元において、被災地へ訪問や励まし、全国植樹祭へご出席されている写真が掲載されており、象徴としての天皇と国民との関係等について指導が行われていることになっております。

教育委員会としては、今後とも、各学校において学習指導要領にのっとり適切な指導が行われるよう、取組を進めてまいります。

以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、皇室の学習指導状況についての再質問ございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員　教育長の答弁、そのものだと思っております。

皇室学習を、単に指導要領に沿って適切な指導を進めていくには、時間的にも短く難しいと思っております。理解を深めていくためには、神話の時代、古事記、日本書紀の神代巻まで遡り、歴史、史実に基づく学習、すなわち歴史に関する学習との関連も図ることが必要となると思っておりますが、いかがでしょうか。

議長　答弁を許します。北原教育長。

教育長 12番、中島宗昭議員の再質問にお答えいたします。

先ほどご説明いたしました小学校学習指導要領社会科には、天皇の地位については、日本国憲法に定める天皇の国事に関する行為など、児童に理解しやすい事項を取り上げると。そしてもう一つ、歴史に関する学習との関連も図りながら、天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにするとの取扱いが示されております。

まず、小学校の社会科6年生の学習内容についてご説明いたします。小学校社会科6年生の内容は、政治の働きについて学習する政治単元、我が国の歴史と先人の業績、優れた文化遺産について学習する歴史単元、外国の文化を尊重し、国際交流や国際協力の重要性を学習する国際単元の三つの内容で構成をされているところです。本町の小学校で使用する社会科教科書も、政治単元から歴史単元の順に内容が構成をされております。

そこで、6年生は、まず政治単元の学習で、日本国憲法が国家の理想、天皇の地位、国民としての権利や義務など、国家や国民生活の基本を定めていること、現在の我が国の民主政治は、日本国憲法の基本理念である国民主権の考え方と深く関わっていることを学習します。つまり、日本国憲法に示された天皇の地位について学習をしていきます。次に、歴史単元での学習では、国家、社会の発展に大きな働きをした先人の業績や、優れた文化遺産について興味関心と理解を深めるようにするとともに、我が国の歴史や伝統を大切にし、国を愛する心情を育てるようにすると示されております。

6年生の歴史学習では、我が国が歩んできた歴史の中で、その時期の世の中の様子を形づくったり、国家や社会の変化に大きな影響を及ぼしたりした先人の働きと共に、各時代の人々によって生み出され、今日まで保存、保護されて

きた文化遺産の大切さについて理解することになっております。

ここで、社会科の学習指導要領では、取り上げる歴史上の人物として42名の人物が例示されており、その中に、大化の改新を進めた中大兄皇子、後の天智天皇と、奈良の大仏建立の詔を發布した聖武天皇が取り上げられております。天皇を中心とした律令国家の礎を築いた中大兄皇子の働き、大仏をつくり、世の中の反乱を鎮め、国をまとめようとした聖武天皇について学習することで、天皇を中心とした中央集権の国づくりが進められたことを肯定的に子供たちは捉えることができると考えております。

天皇の地位や歴史上の働きに関して記述された教科書のページを資料として配付しておりますので、ご参照ください。資料1は、6年生社会科の憲法学習。国会の開会式の天皇陛下の姿です。資料2は、災害から私たちの暮らしを守る政治。避難所を訪問される天皇陛下の写真がここに掲載されております。3枚目は、6年生歴史学習、大化の改新。この中に、右下には、初めて年号としての大化というのが使われて、それが現在まで続いているというご説明も加えられております。4枚目は、聖武天皇の大仏づくり。その中段には、なぜこの大きな大仏をつくったのか、聖武天皇の考えなり、大仏を建立したその願い、当時の国の様子が示されております。5枚目は、中学校の公民的分野、日本国憲法と国民主権。これも、右側の写真に東日本大震災で被災された人を訪問される天皇陛下と皇后陛下の写真。そして、国会の召集の詔書。そして、あと6枚目も、これも中学校の歴史分野の律令国家の成立ということで、天皇と名のるようになったという歴史的な背景が示されております。7枚目は、明治維新の明治天皇が五箇条のご誓文を出したという事例があります。そして、一番最後は、現在の今上天皇が全国植樹祭でされている写真が掲載されております。このように、歴史あるいは現在の国事行為に参加されている両陛下の写真が掲載

されています。

なお、教科書の写真と資料では、天皇陛下、皇后陛下という敬称、そして、何々されるという敬語を用いて説明を加えております。子供たちが、天皇に対する理解と敬意を育む表現にも配慮されていると考えている次第です。

以上で、12番、中島宗昭議員の再質問の答弁を終わらせていただきます。

議長　それでは、皇室学習指導の状況についての最後の質問でございますか。

中島宗昭議員。

中島宗昭議員　質問ではありません。関連して、国の慶祝、国民の祭日、つまり祝日の意義、由来についての学習も大切だと思っております。まず、日本国民として天皇についての理解と敬愛の念を深めることにより、国を愛する心を培い、私たち家族や周りの人々に対する人を敬う心が育まれることにつながればと思っております。どうもありがとうございました。

議長　次に、水切りバケツの無料交換を望むについての質問を願います。

中島宗昭議員　資源ごみとしての生ごみ分別も、町民のご理解とご協力により、事業も順調に運営されていることは大変喜ばしく、大木町の誇りだと思っております。誠に町民の皆様へ感謝の一言に尽きます。

そこで、水切りバケツも、長年使用していけば劣化も進むものです。最近になり、町民からは、町に協力していることだから、劣化した水切りバケツは無料で交換していただけないかという声も聞こえてきます。町民のおっしゃるとおり、この事業も町民のご協力のおかげで成り立っていることから、劣化バケ

ツについては無料での交換が望まれるが、お尋ねいたします。担当課長。

議長 答弁を許します。野田環境課長。

環境課長 12番、中島宗昭議員の一般質問にお答えします。

平成18年11月より全町域で始めました生ごみ分別により、翌年度、平成19年度の燃やすごみの量は、生ごみ分別前、平成17年度と比べ一気に43%の削減効果が現れました。現在も、生ごみ分別は大木町民の生活の一部としてすっかり定着しており、その効果は、60%の燃やすごみ減量化という数字に現れています。まさに、町民の皆さんとの協働が着実に結果を生み出していると感じております。

この協働による成果は、対外的にも高く評価され、福岡県では初となる2017年度ふるさとづくり大賞地方自治体表彰を受賞、さらに2020年12月には、環境と社会によい暮らしを実現する取組として、第8回環境省グッドライフアワード環境大臣賞優秀賞の受賞となりました。

ご質問の生ごみ分別用の水切りバケツですが、市販品のバケツではなく、町民の皆さんに長く使っていただくため、取っ手の部分がさびないようにステンレス製に変更した特注品となっております。分別開始より10年経過した平成28年頃から、水切りバケツの買い替え需要が出てきているものの、平成28年度から令和元年度の4年間の平均で、年70個程度の販売実績となっております。平成18年の当初に全世帯に配布しておりますので、大半の家庭において、今なお大切に使用いただいているものと考えております。また、本体よりも劣化が速いバケツの蓋のみ販売も行っており、最近の実績では、毎年100個程度となっております。

分別開始当初より、買い替えまたは買い足しに伴う水切りバケツの販売価格は1,200円で設定しており、仕入れは1,600円から2,400円ですので、25%から50%の助成を行っている状況です。蓋単体での販売価格は200円で、仕入れが500円程度ですので、約60%の助成率ということになります。

最近においては、平成30年12月に、バイオマスセンターの本格稼働を始めましたみやま市との共同購入を行っており、販売価格と同額程度で仕入れることができいております。ただし、プラスチック製品全体の価格は上昇傾向にあり、今後の仕入れコストは高くなるものと推測しております。

議員ご指摘のとおり、今日の大木町における循環のまちづくりは、生ごみ分別をはじめとする町民の皆さんの理解と協力により支えられております。これらの取組を維持し、さらなる高みを目指す上でも、無料交換は有力な選択肢の一つとなると考えられます。

一方、無料交換に伴う課題としては、人によって劣化の判断にばらつきがあることが想定されるので、どれくらい劣化したら交換するのかという交換する基準を設定する必要があると思います。また、無料となれば、世帯ごとに交換した履歴を残すなどのある一定の管理業務が発生してくるものと考えます。

また、他の市町村では、生ごみのほとんどが燃やすごみとして焼却処理を行っており、住民は、指定ごみ袋を購入することにより費用の一部を負担してもらっている形を取っております。しかし、本町では、生ごみは無料で回収しており、費用負担はありません。さらに、生ごみ分別開始以来15年にわたる実績の中で、水切りバケツのほとんどが10年にわたり長期的に使用することができていることから、買い替えに伴う家計の負担はそれほど大きくないと考えられます。

以上のことから、現段階では無料交換とはせず、これまでどおり一部負担が妥当ではないかと考えております。ただし、現行1,200円で販売している価格については、どこまで引き下げることができるかどうか、少々の時間をいただいで検討してまいりたいと思っております。

以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長 通告の時間を過ぎておりますが、再質問ございますか。中島宗昭議員。

中島宗昭議員 このバケツ無料交換の願いは、去年の夏頃からの住民の声でございました。私たちも、バケツは大切に使用させていただいていますし、町への協力も惜しみません。ですから、毎年交換するのではないことから、バケツの交換は無料をお願いしますということでした。当然、課長がおっしゃられますように、交換する基準の設定や確認など、一定の業務は発生すると思っております。今後、地域自治組織、自治会制度へ移行するのであれば、この業務を自治会に委ねることもできると思います。予算、経費にしても、無駄な事業の見直し等で確保できると思います。

そういうことから、町長の本気度で無料の交換はできないのか、お尋ねいたします。トップダウンでございます。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 中島宗昭議員の質問にお答えしたいと思います。

貴重なご意見、ご指摘いただきまして、ありがとうございます。本当に町民の皆さん一生懸命ご協力いただきまして、生ごみの分別がここまでしっかり続

いているというのは本当にありがたいことだと思いますし、ある意味そういうご努力に応えるためにも、生ごみバケツをまた無料でお配りするというのも一つの選択肢じゃないかというふうに思っています。

ちょっとそういうことも含めて検討させていただきたいと思いますが、今、プラスチックのリサイクルに関するマテリアルリサイクルに関する研究を九州大学とか環境省とかと一緒にやっています、できれば再生プラスチックを活用してバケツをつくってお配りする。だから、要らなくなったバケツを回収して、また新しいバケツにするみたいな、そんなこともひょっとしたら考えられるかもしれないので、そういうことも含めて少し検討させていただきたいと思っています。

ただ、今の販売価格をとにかく下げることについては、至急、取り組ませていただきたいと思っています。

以上でございます。

議長 最後の質問ございますか。

中島宗昭議員 ぜひお願いします。 —————

本当、今日の質問の中でも、今までの計画性のない施設等の設置とか、検証、見直しがなかなかなされてこなかったように感じております。国、県の補助金があるからと、思いつきでの施設の設置、改修等がなされてきて、今では負の財産となっているもの、なっていくようなもの、たくさんあると思います。町民においても、あったらいいなと欲しがるだけで、開設されたら利用もしないなどの課題もたくさん山積しております。今後、20年、30年の展望を持つての施設設置、運営を望むことを祈念いたしまして、私の一般質問を終わらせ

ていただきます。どうもありがとうございました。

議長 以上で、12番、中島宗昭議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時、午後1時とさせていただきます。

| | |
|----|--------|
| 休憩 | 12時10分 |
| 再開 | 13時00分 |

議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、5番、古賀靖子議員の一般質問を許します。古賀靖子議員。

古賀靖子議員 5番、古賀靖子でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問いたします。

今回は、新年度の4月1日からの行政組織が変わる行政組織機構改革について一般質問させていただきます。

2月発行の議会だよりの中で、昨年12月の定例会での審議内容が掲載されていきました。その中で、大木町課設置条例の全部改正に関する質疑応答や、そのときの採決における討議の内容は、町民の関心が高く、町民サービスに影響があるのではないかと不安の声を聞き、議会だよりの反響が大きかったように感じています。

議会の採決の討議では、反対意見として、縦割りの行政の弊害は、組織を改革しても解消できないとの意見が出されました。また、賛成の意見でも、一つ

の議案審議に2時間30分を要したことは危惧されるが、施行時にこの危惧するところが解消されることを期待し賛成するという意見が出されています。

広報おおき3月号でも、課の名称、課の配置図、課の窓口カウンターの色分け、主な業務の内容が掲載されており、町民の行政ニーズに適切に対応でき、町民のサービス向上を目指すための機構改革であると記載されています。

町民にとって、新年度からの機構改革は関心が高く、期待も大きい一方で、課が統合されることにより町民サービスが低下になるのではないかと、やはり不安の声が聞かれました。

そこで、これを踏まえて、2点お尋ねいたします。

まず1点目。この機構改革により、町民にとってどのようなサービスの向上が期待されるのかお尋ねいたします。

議長　それでは、答弁を許します。益田副町長。

副町長　5番、古賀靖子議員の一般質問にお答えします。

今回の機構改革により、町民にとってどのようなサービスの向上が期待されるのかというご質問についてですが、今回の機構改革のポイントの一つは、課の統合による縦割り行政の解消と効率化です。現在の12課1局を7課1局に再編することで、関連性のある業務を統合し、町民にとって分かりやすい窓口の一本化ということで進めております。

特に、こども未来課と学校教育課の統合においては、中学生以下の子供に関する窓口が一本化し、妊娠・出産期から子供の義務教育期まで、切れ目のない一貫した体制で行政サービスが提供されるため、子育て世代にとっては分かりやすく、しかも安心して子育てができる、子供とその家庭の見守り体制が整う

ことになります。

また、企画課、環境課、生涯学習課が統合して、まちづくり課ということになりますが、こちらは、これまで町民の皆さんとの協働の取組で作り上げてきたまちづくり、そして人づくりの部分が統合されることで、より地域に密着した施策が展開できるようになると考えています。校区コミセンを中心に、より町民の声が反映された事業が展開されることで、地域力の向上が図られるものと期待しております。

健康課と福祉課の統合については、特に高齢者の介護と健康づくりの部門において、連携して取り組むべき施策が多かったものを、これを機会に健康長寿を推進する施策を一体的に進めることができるようになるため、専門職の柔軟な取組が促進され、施策の効果検証がしやすくなって、全体的なサービス向上につながるものと期待しております。

また、機構改革に合わせて、庁舎窓口カウンターも更新して色分けすることとしておりますので、4月からはより分かりやすく、個別相談もしやすい、明るい雰囲気窓口になるものと考えております。

以上で、5番、古賀靖子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、機構改革によって町民サービスがどのように向上されるのかについて、再質問ございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員　副町長、ご答弁ありがとうございます。

今の答弁によりますと、こども未来課と学校教育課を統合することで、妊娠から義務教育期まで一貫して子供の情報を共有することができ、それにより、新しくつくられるこども未来課では、子供支援だけ、子育て支援だけではなく、

長期的に子供とその家庭の見守りが可能になると理解しました。やはり、育児力が弱い家庭にとって、子供だけではなく、家庭単位での見守りが今後重要になると考えられます。ぜひ実現していただけますよう、よろしく願いいたします。

また、健康課と福祉課については、高齢者の介護と健康づくりなど連携して取り組む施策が多いため、課を統合することにより施策の効果や検証がしやすくなり、町民サービスの向上につながると理解ができました。

しかし、その一方で、まちづくり課の統合は、企画課、環境課、生涯学習課が一つにされることにより、課の業務内容や業務量が多くなり、また複雑化するのではないかと懸念されます。今まで、総合的なまちづくりを担う企画課、本庁の特徴であった環境課と、これまで教育委員会に属していた生涯学習課が統合することが、どのように町民へのサービス向上へとつながるのでしょうか。行政機構改革は、町民サービスの向上を目指すことが目的なので、その目的が達成されないのではないかと危惧されます。

そこで、新しいまちづくり課ができることにより、町民にとってどのようなサービス向上が期待できるのか、再度お尋ねいたします。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 古賀靖子議員の再質問にお答えしたいと思います。

今回、まちづくり課として3課を取りまとめる理由なんですけど、これは先ほどからちょっと申し上げておりますとおり、地域の自治力を高めるという観点から、地域と一緒に取り組んだほうが効果が出るような業務を担当している課を統合したということでございます。

まず、生涯学習課は、個人の学習意欲を満たすという観点から、もっと興味が湧くような、そしてもっと身近なところで参加しやすい内容を検討していく必要がありますし、さらに一歩進んで、学んだことをまちづくりにつなげていくというような事業も今後展開していく必要があるんじゃないかということが考えられます。

そして、環境分野におきましても、もっと地域の意見を反映させながら、ごみの分別方法とか、あるいは環境美化の活動とかこういうものに、今まで町は町民の皆さんで協力をいただきながら取り組んできましたが、さらに地域の声を聞きながらステップアップさせていく必要があるのではないかというふうに考えています。

また、気候変動対策、今後、力を入れていきたいというふうに考えておりますが、この点につきましても、身近な暮らしから地域産業まで幅広く対応していく必要があるというふうに考えておりました、この点につきましては、まさしくまちづくり全体を考えながら取り組んでいかなければならない課題ではないかというふうに考えております。

共に住民の皆さんと協働しながら、まちづくり、そして、それを担う人づくりを発展させていくという考え方に基づいた取組でございますので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長　それでは、機構改革によって町民サービスはどのようにサービス向上するのかについての最後の質問でございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員　今の答弁で、身近な暮らし、地域に密着した施策が町民の声

で反映されることが、そのこと自体が町民サービスへつながるというふうに理解したということでもよかったですでしょうか。分かりました。ぜひそうなるように期待したいと私は思います。

では、続きまして、次の質問なんですけど、今回の機構改革は町民の視点から見ると、やはり混乱を招きかねません。特に、これまで普通に利用してきた来庁者が、課の統合や窓口の移動のために戸惑う可能性もあると考えられます。これを踏まえて、行政として何か対策を検討されているかどうかお尋ねいたします。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 古賀靖子議員の質問にお答えしたいと思います。

機構改革に伴って配置も変わりますので、町民の方にとってはちょっと混乱するところもあるかというふうに思います。できるだけ課の表示方法等にも検討を加えまして、今回、課ごとに特定の色を指定しまして、その色を使った表示方法も中に組み込んでいくということで考えています。それと併せまして、大きくりの課になりますので、そこの大きくりの課でどういう業務を担当しているのかということも併せて表示をしていきたいというふうに考えています。

それと、これは今現在ちょっと下準備的に進めておる内容なんですけど、庁舎窓口に総合案内という他町でもいろんな取組がされておるケースがありまして、大木町もその総合案内を取り組んだらどうかということは以前からも話の中で出ておりました。大木町のこの庁舎の構造からして、あまり広くないので、総合案内が必要かどうかという議論もあるんですが、今回混乱することも想定されますし、さらには職場の雰囲気をも明るくするという視点もありまして、今、

役場のOBの方たちに協力いただけないかという打診をしています。数名の方から協力していいよというような返事もいただいておりますので、これは短期間になるかもしれませんが、新しい窓口の雰囲気づくりという観点からも、ぜひ実現させたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 1点目については既定の回数終わりましたけど、以上のような答えでよろしかったですか。

質問を許します。古賀靖子議員。

古賀靖子議員 最後に言っていただきました総合案内の件なんですが、やっぱり高齢者の方がスムーズに目的地の窓口に行けるように、それが最初の行政サービスではないかなと思いますので、ぜひそれが実現するようにお願いいたします。

議長 それでは、2点目の機構改革を実施するに当たっての職員への周知の徹底や意識改革は具体的にどのように行うのかについての質問を願います。

古賀靖子議員 次に、2点目の機構改革を実施するに当たり職員の周知徹底や意識改革が具体的にどのように行われるかお尋ねいたします。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 それでは、機構改革を実施するに当たり職員への周知徹底や意識改

革は具体的にどのように行うのかということについてお答えしたいと思います。

今回の機構改革のもう一つのポイントといたしまして、職員の意識改革を促し、役場組織の生産性を上げることということを目的にしている点がございます。

限られた職員数で、この厳しい社会情勢に対応し、町民の幸せのための仕組みづくりを行っていくには、新しい発想を取り入れて柔軟にチャレンジしていく職員力の向上が欠かせません。そのため、今回の機構改革では、係の事務分掌を廃止し、部門ごとの大きくくりの課として、係の仕事だけにとらわれることなく、横断的な課題にも対応しやすい体制としております。また、グループチーム制というものを採用しまして、課題に柔軟に対応しながら、若手職員の活躍の機会を増やせる仕組みとしております。

職員に対しましては、幹部会や組合を通じた説明に加えまして、町長が自らこの機構改革に関する考え方というのを示す職員向けの説明会をこれまで2回開催してきましたが、やっぱり取り組んだことのない事案ですので、心配している職員というのはいまだに多いのではないかとこのように思います。

しかし、組織力のアップを目指したチャレンジということになりますので、これから職員一丸となりまして、必要な部分には改善を加えながら、自分たちのものにしていかなければならないというふうに考えております。

この体制がうまく機能していくかどうかというのは、管理職のマネジメント力と職員一人一人の自覚、そして向上心にかかっております。このため、それを育成する仕組みとして、主要な施策の成果や活動事業評価、人事評価など、今までそれぞれの取組としてシステム化しておりましたが、今回、そのシステムの統合化を進めながら効率的なシステムとして再構築しまして、機会あるごとに業務の進捗状況や職員の取組状況を把握しまして、きめ細やかな育成指導

に努め、職員力の向上を図っていきたいと考えております。

職員のやる気をどう引き出していくかというのは永遠のテーマではありますが、それぞれの目標を明確にして、協力し合える体制づくりを進めることで、風通しのいい職場環境というのを目指していきたいというふうに思っております。

さらに、役場全体のマネジメント強化を図るために、部門長と3役による経営戦略会議というのを今回設定したいというふうに考えています。この経営戦略会議を定期的または必要に応じて開催していきまして、課題の共有や自治総合計画に沿った事業の進捗状況などを検証して、効果的な対策を瞬時に打つということなど、戦略性を持った行政運営を目指したいというふうに考えております。

今回の機構改革で、一足飛びに職員力が上がるということはないかもしれませんが、自治総合計画を効果的に進める基盤づくりとして、しっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上で、5番、古賀靖子議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、機構改革を実施するに当たっての職員への周知徹底、意識改革は具体的にどのように行うのかについての再質問ございますか。古賀靖子議員。

古賀靖子議員　副町長、ご答弁ありがとうございます。

風通しのいい職場環境がもう出来上がりつつありますということですね。期待しております。

構造改革に対する職員の理解を得られるために、幹部会や組合への説明、ま

た町長自ら職員向けの説明会を2回行うなど、職員の理解を深めるために努力されていることがよく分かりました。

ただ、今も不安を抱えていらっしゃる職員もおられるということなので、今後も引き続き丁寧な説明をお願いしたいと思います。

一方で、機構改革の実現は、やはり職員の力、職員力にかかっていると言えます。そこで、現在行われている研修制度はどのように計画されているのか、その研修がどのように職員力となり生かされると考えられているのか、またどんな形でそれを検証されているのかお尋ねいたします。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 古賀靖子議員の再質問にお答えしたいと思います。

今、職員研修については非常に充実をここ数年させてきているというふうに感じております。一つには、福岡県の市町村職員研修所で、階層別の研修に加えまして専門研修というのも随分行われております。階層別の研修といたしますのは、新人職員で入ってきたとき、それから数年後またありますし、係長になった段階、課長になった段階、それぞれの段階で研修して、ほかの自治体の同じような立場の方たちと意見交換し、さらにはそこからつながりができることでいろんな情報をいただけるというような研修がございます。さらには専門性を持ったといたしますのは、それぞれの業務で、税務の研修であり、パソコンの研修であり、またいろんな研修、クレームへの対応研修であり、いろんな研修がそれぞれ設定されていますので、率先して研修を受けるように指導を行っているところでございます。

それと、最近では、千葉県にあります市町村アカデミーとか、滋賀県にあり

ます全国市町村国際文化研修所の研修というのも、全国から集まってくる研修にも参加をしておりますので、職員力というのは随分上がってきているというふうに思っています。庁舎内での研修も随分やっておりますので、いろんな、その時代時代に必要なテーマを持って研修に参加することで、職員力を高めていきたいというふうに考えているところです。

最近では、このコロナ禍になりまして、オンライン研修等も開催されるようになってきました。その場に行かなくてもいろんな研修も受けることができるような時代に入ってきたのかなというふうに思っています。これは、旅費がかかりませんので、研修に参加しやすくなるということもあります。ですので、こういう新しい研修スタイルというのも取り入れながら、いろんな場面で職員の意識改革を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 以上について、3回目の質問でございますか。はい、どうぞ。古賀靖子議員。

古賀靖子議員 ありがとうございます。

いろいろなそれぞれの段階で研修の機会が設けられて、本当に恵まれた環境にいらっしゃるなというふうに思います。

ただ、今の答弁の中でも、それをどうやって検証されているかというのはなかったものですから、やはり行っただけ、聞いただけ、それではやっぱり町民サービスへの返還というのですか、どのように返したらいいのかというところまでやはり検証していただきたいなというふうに思います。ここにいらっしゃる皆様は、自分たちが恵まれている環境にあるというのはなかなか感じるもの

ではないと思いますが、外部から見たら本当に恵まれているなというふうに思っておりますので、ぜひその検証までやっていただきたいと思います。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 古賀靖子議員の質問なんですが、先ほどの回答がちょっと漏れておりまして、申し訳ありません。職員研修の検証ということに関しましては、研修を受けてきた段階では必ず報告書を出すような形になっております。必要に応じて、職員を全部集めまして、どういうことを学んできたか発表するような機会というのも設けております。そういうことで、研修を真剣に受けて、何に気づいたのかということが非常に重要ですので、そういう点をほかの職員にまで波及させるような形を取っておるという状況でございます。それによって、次のほかの職員も、その研修をまた自分も直接受けてみようとか、そういう意識改革にもつながりますので、そういうことを用いながら検証しているということで報告をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長 じゃ、一言、最後、感想ですか。

質問を許します。古賀靖子議員。

古賀靖子議員 実は、町長に2点ほどお尋ねしたいことがあります。

1点目は、機構改革後、職員の方にどのような成長を期待されているのか、それをお尋ねしたいと思います。

次の2点目なんですけど、本町の強みであるはずの環境政策を担ってきた環

境課をまちづくり課に統合した、その理由と今後の展望をお尋ねしたいと思います。

以上です。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 古賀議員のご質問にお答えいたします。

機構改革後の職員に期待するものですね。今回、機構改革を行うことの一つ大きな柱に、係制を廃止したということがございます。これまでのような業務の繰り返しではなくて、その時々課題を解決する、もしくはしっかりと成果を出していく、そういうような働き方をやっぱり今後目指していかなければならないと。やっぱりかなり社会の変化は速いですし、それにしっかり対応していく必要がありますので、そういうような働き方を職員にはお願いしていくことが必要になってくると思いますし、そのこと自体が職員のスキルアップにつながるんだろうと思います。実際、評価システムとかも、職員のチャレンジに対して大きな評価をするように今回その評価システムを変えましたし、やっぱりそういう課題解決、目的志向型、そういうような働き方を職員にとにかく積極的に取り入れていただくことで、職員自身のスキルも上がるし、町の行政サービスの質も上がってくるんじゃないかというふうに考えております。そういうことを職員にはぜひ期待をしたいと思っていますし、今回の機構改革が、そのことに対する一つの大きなきっかけになってくれるものだというふうに考えております。

それともう一つ、環境課については、大木町の環境政策というのは本当に全国をリードしてきたような政策を、住民の皆さんのご協力をいただきながら行

ってまいりまして、非常に高い評価をいただいています。環境の取組について、これまでの環境の取組で、何でここまでしっかりできたかという、やっぱり町全体を、ただ環境のことだけじゃなくて、まちづくりという観点で環境政策を考えてきたことだろうと思うんですよ。そのことによって住民の皆さんの協力を得ながら、住民との協働をつくり上げてきたということがやっぱり成功の秘訣だろうと思います。

これからの環境政策、今までの取組をさらに発展させていくためには、やっぱりこの環境のまちづくり、まちづくりの視点で環境政策を、今度は地域も、コミセンとかそういうところの充実をさせていきますけれども、そういう地域活動であったりとか、そういうまちづくりの観点から環境政策を取り組んでいくことが、これからの大木町の環境政策を前進させることだというようなことで考えておりますので、今回まちづくり課ということで、環境のまちづくりを町全体で取り組んでいく一つの形を整えて、次のステップに挑戦していこうという、そういう思いで今回こういう形を取らせていただきました。

以上でございます。

議長 以上でございます。よろしいですか。

以上で、5番、古賀靖子議員の一般質問を終わります。

続いて、3番、原田勝議員の一般質問を許します。原田勝議員。

原田勝議員 議席番号3番、原田勝です。

ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

質問事項、災害に強い地域づくりを目指す。

国土強靱化計画の策定が全国各地で進められています。国は、2021年度

までに、全1,741市区町村での策定完了を目指しているが、今年1月時点で策定済みは801の自治体で、その中でも福岡県は突出して低く、県内では北九州市、柳川市、鞍手町の3市町にとどまっています。有明地区の自治体でも、担当者が急ピッチで作業を進め、防災体制充実のため、自治体間競争が始まっています。防災で自治体間競争が進む中、福岡県は九州最下位です。

近年、毎年のように大規模災害が頻発する中、2013年度に国土強靱化基本法が制定、これ以降、都道府県や市区町村でも、地域の実情に応じた計画の策定が進められてきました。

そもそも国土強靱化とは何でしょうか。住民の認知度も低く、どんなことを目指し、実行していくのか不明瞭との指摘もあります。昨年12月に策定した柳川市の総務課安全安心係の担当者は、災害などから人命を保護するのが最大の狙い。この目的を達成するため、治水、耐震化などに地域を挙げて取り組むとしています。計画を定めることで国からの補助金も活用でき、防災など各種施策を推進していくことができます。柳川市は、2012年の九州北部豪雨で堤防が決壊し、市域の3分の1が浸水、その後も災害が頻発しており、策定を急いだ経緯があります。

大規模な防災事業は、莫大な費用が生じ、これを市町村単位で進めるのは困難です。そのため、策定した自治体には、各省庁が多彩な補助金制度を示しています。都市の洪水対策、学校や認定こども園の耐震化、農山村部の防災・減災対策、食料品供給のための水産業支援など、メニューは様々です。

国は、今年3月までに1,477市区町村での計画策定を目指しているが、1月時点でまだ目標の5割強です。福岡県は、全国でも最も策定が遅いグループであり、九州で完了している市町村は、熊本県が荒尾市を含めて44自治体、鹿児島県は34、宮崎県は26、佐賀県は20、長崎県は17、大分県が4、

福岡県は、北九州市を含めて3自治体が策定している。各市町村も急いでいるようだが、2021年度にずれ込むところもあり、住民の安全・安心のため、早急の策定が望まれます。

近隣では、柳川市が策定済みで、大川市が2021年度中を予定しており、みやま市、筑後市は2020年度中を予定しています。

本町での国土強靱化計画の策定は2020年度としていたが、どのような状況になっているかお聞かせください。

議長 答弁を許します。池末総務課長。

総務課長 3番、原田勝議員の一般質問にお答えいたします。

国土強靱化計画の策定状況や、計画策定の重要性などにつきましては、原田議員が述べられましたとおりで、現在、全国各地で策定の取組が進められており、福岡県内の近隣自治体においても、今年度中もしくは令和3年度中の策定完了予定となっております。

本町におきましても、近年の気候変動に伴う台風の大型化や線状降水帯による豪雨、さらには熊本地震等が発生し被害を受けているため、今後、これまでに経験したことのない大規模災害への備えが急務となっております。

現時点では、地域防災計画をはじめ、国民保護計画、業務継続計画などにより防災・減災に取り組んでいますが、今後より一層の災害対応力と防災対策の実効性が求められていますので、国の強靱化基本計画及び福岡県国土強靱化地域計画との整合性を図りながら、大木町国土強靱化計画の策定を急ぎたいと考えています。

この計画は、あらゆるリスクを見据えつつ、いかなる大規模な自然災害が発

生しようとも最悪の事態に陥ることがないように、平時から大規模自然災害等に対する備えを行い、災害から町民の生命、財産を守り、被害を迅速に回復し、ふるさとを次世代に確実に継承する強靱で持続可能な大木町をつくるための指針として位置づける予定です。

本町計画の策定状況につきましては、今年度3月末策定完了の予定としておりましたが、現在の状況としましては、ほぼ原案作成ができています最終段階で、今月末までには福岡県防災企画課へ内容確認と意見聴取のため計画書案を提出する予定です。福岡県からの回答は約1か月を要する見込みでありますので、福岡県からの回答を踏まえ、大木町国土強靱化地域計画の策定完了としては、令和3年4月または5月を見込んでおります。

以上で、3番、原田勝議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、災害に強い地域づくりを目指すについての再質問ございますか。原田勝議員。

原田勝議員　本年4月または5月に大木町国土強靱化計画の策定完了は了解しました。

自分は、地域防災計画の最大の目的は、言うまでもなく人命を守ること、過去の災害教訓からは、火災、建物倒壊、水害、土砂災害が人命を奪う脅威であります。本町では、火災、建物倒壊、水害が特に脅威です。災害時に発生する次のようなことは、人の尊厳を守っているだろうか。高齢者の逃げ遅れ。障害者が安心して避難場所に行けない。避難場所では、授乳をしているとき、人にじろじろ見られることもある。広いスペースを確保したり、パーティションを準備することも人を守ることにつながります。

昨年7月の水害や9月の台風で、どれだけの方が避難されましたか。年代別では。男女別では。分かる範囲で構いません。高齢者や女性、障害を持った方々など、配慮を必要とする多様な避難者に対応できる避難所の運営の準備体制は整っているか。また、それに対応する資機材は充足しているかお尋ねします。

議長 答弁を許します。池末総務課長。

総務課長 原田議員の再質問にお答えいたします。

昨年7月の豪雨では、避難された方の数は町内全体で94名で、男性26名、女性68名となっております。申し訳ありませんが、年代別及び校区避難所別の集計までは行っておりませんが、校区避難所別、避難ピーク時の内訳としましては、木佐木校区子育て交流センター、こっぽーっとホールの2か所で74名、大溝校区は、大溝小学校体育館を開設し21名、大莞校区は、大莞小学校体育館を開設し3名避難をされております。

昨年9月の台風10号では、避難者数は全体で510名で、男性183名、女性327名の内訳となっております。こちらも年代別及び校区避難所別の集計までは行っておりませんが、校区避難所別、避難ピーク時の内訳としましては、木佐木校区は、子育て交流センターとこっぽーっとホール、木佐木小学校を開設し、計167名。大溝校区は、大溝小学校を開設し236名、大莞校区は、大莞小学校を開設し107名となっております。

また、高齢者や障害のある方など配慮を要する避難者の方につきましては、本町は福祉避難所として健康福祉センターを開設いたします。開設に当たりましては、昨年のように新型コロナウイルス感染症の対応をする必要がございます。

すので、通常の避難用品、毛布や簡易ベッド、ランタン、救急箱、防災ラジオ等、約30種類の用品を、それに加えて、感染対策用品として段ボールベッド、それからパーティション、組立て式テント、スタンド型扇風機、非接触型体温計、マスク、そして各消毒液類約15種類の準備を整えております。

なお、大規模災害を想定しまして、健康福祉センター、収容数が約50名でございますが、こちらを超える場合や、緊急時におきましては、昨年2月に災害時における福祉避難所施設としての要支援者受入れに関する協定を町内特別養護老人ホームいちごと、介護老人保健施設しょうふく苑、この2か所と締結をしておりますので、要支援者の受入れを要請することとしております。

以上で終わります。

議長　それでは、災害に強い地域づくりを目指すについての最後の質問ございますか。原田勝議員。

原田勝議員　昨年の水害では、全体で94、台風では510名の避難ということで、510名ということは多分今までにない最大な、避難者が多かったんだろうなと思います。それだけ住民の意識は高まっていると思います。

町長にお尋ねします。近年、毎年のように日本のどこかで大規模災害が頻発する中、災害対応は、日常に行う業務とは全く違います。ローテーションで配属された数年単位で異動する職員に、十分なマニュアルもなしに完璧な対応を期待するのは、そもそも無理があるものの、平時から発災時の行政職員の災害対応能力を向上させておく必要があります。

今般、内閣府では、災害対応業務を遂行する上で、一人でも多くの職員に必要な知識やスキルを習得する防災スペシャリスト養成研修を増やしており、参

加しやすくなっているため、ぜひ活用を求めたい。地域における防災・減災の人材育成はどうお考えですか、お尋ねします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 原田議員のご質問にお答えいたします。

本当に近年、毎年のように日本のどこかで大規模災害が起きていると。この近くでも、熊本であったりとか朝倉であったりとか佐賀であったりとか久留米であったりとか大牟田であったりとか、本当にすぐ近くでそういうような大規模災害が起きているというような状況であります。

本町においては、去年は500名以上の避難された方がいらっしゃいましたが、長期避難を伴うような大規模災害まではまだ最近は経験していないのかなど。本当にそのときどうするのかというのは、議員ご指摘のとおりだというふうに思います。やはり特に弱者対策、老人、障害をお持ちの方、あと女性、そういう方たちにきめ細かな対応をしていくということが特に大きな課題として、最近よくテレビ等でも取り上げられております。そのときに、災害対策本部に特に女性が30%以上いないと、そういう方たちの身になった形の対応ができないということも言われております。そういうようなことも含めて、本町もしっかり大規模災害時の対応に備えていく必要があると。議員おっしゃるように、水害であったりとか地震であったりとか災害に対応するマニュアルはございますけれども、本当にまだ経験ございませんので、実際しっかり訓練などをやりながら備えていく必要はあるというふうに考えております。

議員ご指摘の災害スペシャリスト養成講座というのが、最近非常に受講もしやすくなったということでご案内をいただきました。本町におきましても、平

成30年度に担当職員1人が受講いたしております。今後も、できるだけ多くの職員にこういう研修こそしっかり受けさせる必要があると思いますので、積極的に受けるように推進してまいりたいというふうに思っております。

それと、あと防災専門員を現在任用いたしております、今年度から任用いたしております、災害対応のいわゆるプロを常駐していただいております、特に地域の防災組織であったりとかの訓練であったりとか指導であったりとか、そういうことに当たっていただくようにしております。さらに、やっぱり災害が起きたときに地域の役割というのが非常に大きいと。地域防災会がやっぱり非常に重要だということで、地域防災リーダーの育成に今年予算をお願いいたしまして、年間10人ほど、5年間かけて最低50人は育成していこうということで計画をいたしております。さらには、自主防災会に関する訓練等も本当に積極的に、今年度がコロナの影響でなかなか動けなかったというのがありまして、ただ災害というのは本当にいつやってくるか分からないので、できるだけ早くそういう地域防災会に対する訓練等についても、ぜひ実施するように検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長 規定の質問回数が終わりましたが、何かございますか。原田勝議員。

原田勝議員 これは答弁は求めませんが、私個人的な見解ですが、私は頭で覚えたことは忘れます。でも、何回も何回も訓練、練習、演練したら、体が覚えると思いますので、人材育成をよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。

議長 以上で、3番、原田勝議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開を2時5分とさせていただきます。

休憩 13時51分

再開 14時05分

議長 それでは、再開をいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、1番、馬場高志議員の一般質問を許します。馬場高志議員。

馬場高志議員 1番、馬場高志。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

題目については、自治会は、高齢・人口減少社会に逆行していないかというお題で質問させていただきます。

未来の参考として、前回の一般質問でも触れた人口1万4,000人の長崎県波佐見町の議員がこの3月議会で取り上げた自治会関連の一般質問の内容の一部を選んで紹介したいと思います。タイトルは、自治会を取り巻く環境変化に関する対応についてというタイトルでした。その中であった質問を1番目に挙げていますけれども、町民の自治会加入率はこの10年間どう推移しているかという質問に関しては、答えで、自治会制度の町としての整備は2000年スタートで、ちょうど20年になりますと。10年前は87.8%だった自治会加入率は、現在82.2%と低下傾向ですという回答で、質問2番目に関し

では、地区別の自治会加入率は。答えとしては、役場のある町中心区は67.6%、アパートが多い区は68.5%、加入率が低い状況ですと。また、地区によっては世帯数が著しく少なく、今後、地区統合なども必要になると思いますという回答でした。質問三つ目、自治会の運営に関して、課題をどう把握しているかという質問に関しては、答えは、アパート世帯が加入していない、人口減少で空き家が増え、組織が成り立たなくなっているという回答をされました。

まとめると、いろいろなものが減少してきて、自治会が組織として成り立たなくなっているところが増えてきているということかと思えます。つまり、区の自治会での地域の課題を解決するどころか、組織を維持するために区をまとめることが議論されているわけです。ですから、自治会というものがなければ、区をまとめる必要もそれほどなかったわけかと思えます。

以上のことを踏まえ、本町の地域自治組織の今後の在り方について、副町長に問う。

一つ目ですが、これからの行政区の組織の体制を求めるため、役員を増やし、公民館で顔を合わせて数人の会議を増やすことは、縮小社会に逆行していないか。

以上が一つ目の質問です。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 1番、馬場高志議員の一般質問にお答えいたします。

これからの行政区の組織の体制を求めため役員を増やし、公民館で顔を合わせての数人の会議を増やすことは、縮小社会に逆行していないかということ

についてですが、人口減少と少子高齢化社会の進展は、本町においても地域社会の担い手不足や担い手の高齢化、固定化を招き、地域コミュニティーの機能低下の大きな要因になっていると感じております。

既にいろいろな場面で役員の成り手が少なく、苦慮されているというお話も聞こえてきておりますので、そんな中であって、今回の行政区から自治会への移行に合わせ、より多くの役員を設けなければならない、またそのことによる会議が増えるのは、縮小社会に逆行しているのではないかというご心配かというふうに思います。

この件に関しましては、町としましては、これからの厳しい社会情勢を乗り切っていくためには、行政協力制度の中で位置づけられた行政区という考え方から、自分たちの地域のことは自分たちで決めて、自分たちで担っていくという自治意識の下で、自ら組織する自治会という考え方に移行していく必要があるのではないかと判断しまして、そのための話し合いを地域のほうにお願いをしているところでございます。

その際の役員構成についてですけど、一つ区長会等で事例を紹介させていただきました。組織のつくり方についての事例を紹介させていただいたわけですけど、その内容が独り歩きしているような感じではではないかというふうに思いますが、町のほうから役職とかその人数を指定するものではありませんので、各地域で適切な体制と人員配置のご検討をお願いしたいというふうに思います。

ただ、以前から、現在区長に集中している業務というものについては分散させる必要があるのではないかとか、地域の中に女性の役員が少ないのではないかという女性の登用についての課題というのも以前からありましたので、この点につきましては再考の余地があるのではないかという意見もあります。地元の方で話し合いの際に議題に加えていただければというふうに考えているとこ

るです。

また、会議の回数が増えるのではないかとご指摘についてですけど、自分たちの住む地域、そして、そこでの生活をどうやって守っていくかということにつきましては大切な問題でございますので、むしろ地域のほうで積極的な議論をお願いし、将来について語り合っただけならばというふうに考えています。

その際、新年度からは校区のほうに担当職員を配置しますので、個別の相談についてもお気軽にご相談をいただければというふうに考えているところです。

以上で、1番、馬場高志議員の一般質問に対する答弁といたします。

議長　それでは、①についての再質問ございますか。馬場高志議員。

馬場高志議員　いろんな課題がある中で、これが一つの契機になって問題解決が進めば、それがベストだと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

ここまでのところは通告で話していたところなんですけれども、3月10日にご存じのとおり自治会のことが明記してある7年間の総合計画が議会で、私は反対で、その他賛成多数で可決されたわけなので、やる、やらないの話は終わりましたので、これからどうするべきかという質問を今考えてきたところです。副町長がおっしゃるとおり、役員の成り手不足が一番課題になるかと思えます。特に世帯数が少ないところで。また、副町長から、3月10日の総合計画策定議案の質疑の中で、自ら積極的に区の活動に協力すると、強い回答をいただきました。また、その後に原田議員のほうからも、自治会をやるなら役場職員も積極的に自治会役員に参加すべきではないかという意見もありました。確かにそのような意見が、私が去年11月ぐらいからやっていた60人ぐらい

のアンケートの中でもそういう意見が度々出ていました。ちょっと人数が少ないのであれですけど。

それでは、副町長にお伺いいたします。自治会への移行を成功させるために、校区コミセンに配置される職員以外の普通の直接的には関わらない職員の方々に対して、どのような指導というか、どのような啓発等しようとされるご予定であるか、もしあれば教えていただきたいと思います。

議長 答弁を許します。益田副町長。

副町長 馬場高志議員の再質問にお答えしたいと思います。

地域の役員担い手として役場職員が期待されるという点については、私自身も地域の中でまちづくりに携わって地域の活動を支える一員であるというふう考えておりますし、職員もそのような考えで日々努力をされているんじゃないかというふうに思います。ただ、個人個人の事情がありますので、最近ではやっぱり町内に居住せずに町外から通ってこられる職員の皆さんも大分増えてきたということがあります。ですので、ただ、まちづくりに関して、地域の取組、地域活動というのは非常に重要なもの、まちづくりにとって重要なものだというふうに認識をしておりますので、今後、地域のほうで自治会の動きとか校区単位の活動の動きとか、そういうことにつきましては、担当職員がおりますので、その情報についても庁舎内できちんと報告をして、共有をしていきたいと。そうすることが、いろんな地域にある課題を役場職員それぞれが認識をして活動につながることになるのではないかというふうに思っておりますので、ぜひ、いろんな場面で、地域の中で自分たちが何ができるのかということも併せて考えるように、職員については情報を提供していきたいというふうに考え

ております。

以上でございます。

議長　それでは、1点目について、3回目の質問でございますか。馬場高志議員。

馬場高志議員　ぜひ、報告等でいろんな意見を吸い上げていただければと思います。

さらに、参考までに、東京都の自治会——町内会と呼んでいるところもありますが——の問題点として、2019年9月のスーモジャーナルというネット記事に上がっていた町内会への不満ベストファイブという記事をご紹介します。いただければと思います。その中では、一つ目、町内会の加入、役員を断ることができない。二つ目、行事、会合が多数あり、目的が不明瞭だ。三つ目、高齢者が多く、進め方、情報共有の方法が時代に追いついていない。四つ目、進め方を改善しようとしても拒まれる。五つ目、平日にも会合があり、仕事と両立ができないなどが挙がっておりました。

これらの問題について私が注目しているのは、国の行政デジタル改革、デジタル技術に関するという点で、ICT化と混同されることが少なくありませんが、ICT化が業務本位で業務効率化、省人化などの目的に行われるのに対し、デジタル変革は住民本位で課題解決に取り組む概念であります。つまり、地域におけるコミュニティーの限界の補助をするツールとなり得るかと思っております。緩い地域とデジタル革命の組合せこそ、地域課題解決の本命だと思っております。この際、回覧版とか広報誌の配布方法とか集まり方なども簡略化をするべき時期かなというふうに思っております。もちろん、LINEを使ったりとか

スマホを使ったりパソコンを使うことにすごく抵抗がある方も、特に高齢の方とかは多いですけども、そこをどうにかプッシュして普及させることが、自治会の活動が効率化されるので、自治会普及とともに、ぜひ進めていただければと考えているところです。

提案として、役場にデジタル責任者、一般の業務からちょっと外すというか、そういう責任者を設置して戦略的に取り組むべきではないか。外部からわざわざ呼ばなくても、適任者が何人か見受けられますので、デジタル革命といっても何だろうと思うかもですけども、独居高齢者の見守りであったり、自治会の運営の簡略化、打合せのオンライン化など様々な不足を補うことができると思っております。

実際に、兵庫県の芦屋市というところでは、個人所有のスマホやパソコンを使うことなく、役場所有のノートパソコンで、VPNとかセキュリティー技術を通じて、全ての通信を1か所にまとめて、インターネット経由を通さずに、市内L G W A Nとの接続しかできない環境を実現して、市内の職員のテレワーク環境を実現されているケースもあります。私が調べたところによると、アドソル日進というシステム業者さんの担当者に電話して確認したら、設定済みのノートパソコン1台が20万、試験運用も無料で、初年度のメンテナンス料も無料で、翌年度から年3万円の維持費で、そういったいわゆるセキュリティーが守られた状態で使えるノートパソコンのサービスを提供しているというところがありました。いろんなシステム会社とか、いろんなやり方があると思いますので、もちろんこれをやれとかという話ではなくて、いろんな選択肢から選んで進めていただければというふうに思っております。

いつもならこの辺で検討をお願いしますと言って質問を終えて、検討しますで終わってしまうので、ちょっとハードルを下げて町長に提案をいたします。

国のデジタル庁の平井卓也大臣が、フェイスブックで見ているんですけど、自治体のデジタル化を議論するための場所として、フェイスブックに政府と自治体職員だけが参加できるグループ、フェイスブックのグループですね、私、参加しようとしたんですけど許可が出なかったの、職員の方だけが参加できるデジタル改革共創プラットフォームという名前なんですか、グループ名が——が12月18日からやっつけられて、現在1,000名ほど参加があるそうです。内容まで、私、参加できないので分からないんですけども、こういうところにぜひ積極的に参加して、中央の情報を大木町の中に入れていただきたいと思うんですが、どなたかぜひ早急に指名をしていただけませんか。町長、お願いします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 馬場議員のご質問にお答えいたします。

先ほど東京都の町内会の不満の五つの事例をいただきました。まさにそのとおりで、本町においても当てはまる内容ばかりじゃないかな。ここら辺の課題をどうするかというのは本当に大事なことで、議員のご提案、非常に参考になりました。ここら辺についてはしっかり参考にさせていただきたいと思います。

それを解決する手段として、そういう自治会活動においても、やっぱりICTであったりとかそこら辺の活用を考えたらどうかという、これもまさに私たちも思いつかなかった、非常に参考になるというか、素晴らしいご提案をいただいたとっておりますので、それについても具体的にどういうふうに行うのか、一足飛びですぐというわけにはいかないと思うんですけども、それはぜひ視野に入れていきたいというふうに思っております。

コロナによってもデジタル革命というかIT化というのは本当に急速に進んでおると。本町においても、まず働き方改革として働き方を変えるために、文書もじゃんじゃん積んでおくんじゃなくて、全部電子化して、利用しやすいようにするための文書の電子化であるとか、電子決裁をまずは入れようというふうに考えておりますし、タブレットも導入して、もちろんWi-Fi環境も整えようということで今準備を進めているところであります。それを一步進めて、もっと本当に先進的なところ、国なんかはもっともっと先を行っているわけですし、やっぱりそういうところの情報を集めるということは議員ご指摘のとおり非常に大事なことでありまして、それについてはちょっと検討させていただきたいんですけど、今度、機構改革でそういう新しい課題に対して柔軟に取り組むためにプロジェクトチーム、一つの課に限らず、特にこういうITとかを利用して町民の皆さんにより早く情報を発信するというのも非常に重要なことでありまして、そういうことを含めたところで、ICT関係の先進的な情報を集めたり、本町でどういうことができるかということを検討していく、そういうようなプロジェクトチームが立ち上げられないかなということ、今議員のご指摘をお伺いしながら考えていたところであります。そこら辺についてもちょっと担当課と協議をして、そういうような情報収集なり大木町のIT関係に関する対応については、ぜひ具体的に動き出したいと、出さないといけないというふうに思っております。

以上でございます。

議長　それでは、2点目の自治会を実行に移すために、校区コミセンに職員を人員配置する費用対効果があるのかについての質問をお願いします。

馬場高志議員　二つ目の質問ですが、自治会を実行に移すために、校区コミセンに職員を配置する費用対効果があるのか、こちらを副町長のほうから答弁をお願いします。

議長　答弁を許します。益田副町長。

副町長　それでは、2点目の自治会を実行するために、校区コミセンに職員人員配置するのは費用対効果があるのかについてご説明をさせていただきます。

今回の行政機構改革では、各校区コミセンに職員を配置することといたしております。これは、これまでも再三お話ししているとおおり、今後ますます地域の自治力が必要になってくると考えられるため、その支援体制を強固なものにすることが目的で配置するものでございます。

地域担当職員の役割としては、各行政区の自治会への移行支援に加え、自治会単位では解決しにくい課題に、校区単位で、しかも各種団体とか地域企業も巻き込みながら取り組んでいく校区組織の運営支援を担わせたいというふうにご考えております。例えば、環境保全活動や防犯活動、子供の見守り活動とか買物支援などの福祉活動、さらには住民の親睦を深めるためのイベントとか祭り、こういうものについては、自治会単位で取り組むよりも、むしろ校区単位で取り組んだほうが効果が期待できる事業ではないかというふうにご考えられますので、校区の事業としてそういうものは位置づけまして、地域全体で支え合うということで、その力を高めていきたいというふうにご考えております。

費用対効果についてですが、これについてはこれからの取組次第でございますので、しっかりと地域の皆さんと協力して効果が上がるように努めてまいりたいというふうにご考えているところです。

以上で、1番、馬場高志議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、自治会を実行に移すために、校区コミセンに職員を人員配置する費用対効果があるのかについての再質問ありますか。馬場高志議員。

馬場高志議員　支え合う力が、ただの押しつけ圧力にならないように、ぜひ調整のほうをよろしく願います。

さて、この2年間で準備期間というふうにおっしゃっていましたが、もしかしたら、令和5年度からは町政の変化がある可能性もある中で、2年後には自治会設置が全部の区の7割もいかないようであれば、大失敗の定義に入るんじゃないかなというふうに思っております。そうなれば、住民から賛同が得られなかったとし、白紙化も必要ではないでしょうか。そのときはきちんと責任を持って決断をするべきだと思うが、町長の考えを問う。

議長　暫時休憩いたします。

休憩　　14時　分

再開　　14時　分

議長　それでは、再開いたします。

答弁を許します。境町長。

境町長 馬場議員のご質問にお答えいたします。

自治会の設立、これからのまちづくりに欠かせないものだということで、地域のほうにしっかりとお願いをしまいたいというふうに思っております。そういう意味では、本当に目標設定、2年のうちに70%というふうに言われましたけれども、基本的には全行政区にご理解をいただくということを目指して私たちは進めていかなければいけないというふうに思っています。70%にいかなかったら、きちっと判断をして引くべきではないかというようなご指摘かと思えますけれども、今の段階で、70%にいかなかったら自治会はもうやめますとか、そういうことをございますというお答えはちょっと控えさせていただいて、今の時点では、私たちは自治会というか地域自治組織をしっかりと確立していただく、そして地域が少しでも元気になるように。昔から比べるとやっぱり地域力が落ちている。それがやっぱりこれからの地域に住み続けられるという、そういうような地域づくりにつながらないということにもなりますし、災害なんかもこれから頻発してくるわけですし、やっぱりどうしても地域の力というのは必要になってくる。そのためのしっかりとした足腰を強めるための地域自治組織をつくっていただくということを私たちはお願いしていくわけですから、本当にしっかりとした決意を持って取り組ませていただくということで回答させていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長 それでは、②についての最後の質問ございますか。馬場高志議員。

馬場高志議員 節目節目がありますので、ぜひ混乱を避けるためにも、そういうときにははっきりしていただければというふうに思います。

ちょっと話は変わりますが、この2年間議員をやってみて、町政の感想を言ってみたくと思います。

気候非常事態宣言から始まって、課の編成、自治会といった町長に思いのある政策は進んでいるように思いますが、2年間でちょうど節目なので、町長のマニフェストを改めて見てみたんですけれども、その中で、全然進んでいないというか、初心を思い出す意味で、そのときのマニフェストを幾つか取り上げてみたいと思います。

一つ目、お年寄りなど、不便なく町内を移動できるように、コミュニティーバス等による地域移動システムを導入します。二つ目、高齢者、障害を持った方の社会参加を支援します。三つ目、出前講座等を集約充実し、地域町民大学を推進します。四つ目、生涯スポーツを推進します。こういったのがマニフェストにあったわけなんですけれども、まさにこれこそ町民の方が共感できる、皆が共感できる約束だと思っていますし、コロナ禍でなかなかいろいろ事情があったと思うんですけれども、ぜひこういうことこそやるべきなんじゃないかなというふうに思います。自治会をつくることも大切ですが、やっぱりこういった要望が上がっている中で、こちらのほうにお金をかけて人もかけられへんというのではなく、こういった町民の要望をぜひこれから達成をしていただきたいと思っているんですけれども、あと2年期限がある中で、これら町民の要望から出たようなマニフェストに対して、今後2年間でどのような計画、もしくはやろうと思っていらっしゃるのか、意気込みのほうをぜひ聞かせていただければと思います。

以上です。

議長 暫時休憩いたします。

休憩 14時 分

再開 14時 分

議長 再開いたします。

答弁を許します。境町長。

境町長 馬場議員のご質問にお答えしたいと思います。

四つほど、私のマニフェストをしっかりと読み込んでいただきまして、まだできていないことじゃないかというところでご指摘をいただいたところでありませう。本当にありがたいと思っております。

コミュニティーバスは、地域モビリティの問題は本当に要望が多いです。やっぱり高齢者が増えてきて、移動手段がないと。例えば、お医者さんに行ったりするときにも、なかなか独り暮らしの方とか移動手段がないというのは、本当に非常に強い要望というか、非常に早急に対応しないといけない課題だというふうに私も認識をいたしております。

これについては、校区コミュニティーとの兼ね合いで実現できないかということ、もともと今考えさせていただいています。バスを地域内に走らせている自治体もあるんですけど、実際そういうコミュニティーバスを走らせても、ほとんど空っぽで走っているケースが非常に多いんですよ。かなりお金もかかりますし、やっぱりやるのであれば効果的な形で地域モビリティ、いわゆるコミュニティーバスを走らせるということが必要になってきます。それをどう

いう方向でやったほうがいいのかということ、今いろいろ、るる検討させていただいているところであるんですけど、基本的には校区単位でそういうバスを持ってもらって、そういう地域の実情を踏まえたところでの移動手段の提供ということができないか。それが一番ニーズに合うようなコミュニティーバスというか、地域モビリティの提供の仕方ではないかというふうに考えております。

それと、障害者の皆さんとかが社会参加をしやすいというところ、弱者を含めて、皆さんが社会参加をすることで、本当に生きがいを持って暮らしていけるようなまちづくりということで掲げさせていただいております。一時は障害者施設がくるるん周辺で農業体験みたいな形でやろうというような、そういうような構想も持ったこともあったんですけども、具体的に高齢者の生きがいの場であったりとか、そういう障害者の方たちの生きがいの場というのがどういうふうな形で提供できるのかということは、引き続き検討していきたいと思っておりますけど、ちょっと今具体的な案を持ち合わせていないというような状況であるので、これについては引き続きしっかり検討させていただきたいというふうに思っています。

あと、地域に対して、社会教育の立場で出前講座などを充実させていきたいというふうに考えています。これも実は機構改革との絡みで、出前講座であったりとかふるさと学級であるとか、いろんなそれぞれの、例えば社会教育がやったり健康課がやったり、いろんなところに分かれて、ばらばらの形でそういう出前講座的なことをやっている状況なので、これを一本化して、いろんなテーマをワンストップで講師を派遣したりとかできないか、そういうような、町民の皆さんがもっといろんなことが学べる、いろんなことを知ることができるような、そういうような出前講座の在り方を、これも校区コミュニティーを通

じてやっていくのが一番効果的ではないかというふうに考えているところであり
ます。

あと、生涯スポーツも同じような考え方で、今回の予算で体育協会のNPO
法人化ということでお願いをしています。今、体育協会であったり町であつた
り地域であつたり、いろいろ体育行事のやり方が、いろんところで多岐にお
たつているというところがありますので、これも校区コミセンの事業と連携し
ながら、しっかりと法人化された体育協会の中で町の体育行事、生涯スポー
ツの振興を一步進めるような取組ができないかなということ考えているところ
であります。ただ、いずれにしましても、まだ十分結果が出せていないもので
ありますので、議員ご指摘の分についてはまたしっかり、今後あと2年間の中
で結果が出せるように取組を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

議長 暫時休憩いたします。

| | | |
|----|-----|---|
| 休憩 | 14時 | 分 |
| 再開 | 14時 | 分 |

議長 では、再開いたします。

時間、若干余っておるようでございますので、何か最後に総括か何かござい
ましたら許可したいと思います。馬場高志議員。

馬場高志議員　それでは、最後に俳句を一つ詠んでみたいと思います。「桜咲く民の心を散らすべからず」。字余りでした。

以上で終わります。

議長　以上で、1番、馬場高志議員の一般質問を終わります。

それでは最後に、11番、小島裕司議員の一般質問を許します。小島裕司議員。

小島裕司議員　11番、小島でございます。

議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

一般質問をする場合に、施政方針についてございますが、その前に通告書にはない意見を一言だけ述べさせていただいてよろしいでしょうか。

今回、東日本大震災が発生して10年がたちます。私が議員に立候補したときの年でした。3月11日午後2時46分に、本町内でも犠牲者追悼の黙祷が行われましたが、他の市町と比べるわけではないですが、筑後市では吹鳴が鳴らされました。サイレンですね。大木町は鳴らなかったのですが、町長の施政方針にも示されていますように、これからの地域づくりが大事で、公助より共助に足元を置いて地域づくりを示されるのであれば、吹鳴を鳴らし、住民の防災意識を高めるのも一つの手段ではないでしょうか。ぜひ、来年度は校区づくり実施計画等を進めるものであれば、防災意識改革を進めていただくよう、意見を述べさせていただきます。

それでは、質問に移りたいと思います。

本町では、平成23年に策定いたしました第5次大木町総合計画基本理念として、循環、共生、協働のまちづくりを掲げ、大木町地球温暖化対策実行計画

の計画期間は2012年から2020年までの9年間を基本とし、目標数値を掲げてあると思います。これらの計画の成果等を検証されたのであれば、その方法について伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長　それでは、答弁を許します。境町長。

境町長　11番、小島裕司議員の一般質問にお答えいたします。

第5次総合計画の基本計画、第1章「水と緑輝く環境先進のまち」の「1. 循環のまちづくりの推進」において、平成27年度を目標年度とする成果指標を、燃やすごみ排出量のほか、家庭用太陽光発電設置普及率、新エネルギー導入状況に関する町民の満足度など全7項目に設定いたしております。目標を達成しているのは、家庭用太陽光発電設置普及率、目標10%に対して実績13.6%、不燃ごみの排出量、目標5トンに対して実績2.2トンの2項目で、燃やすごみ排出量など達成していないものが3項目、検証できていないものが2項目でございました。

また、平成24年に策定した地球温暖化防止対策実行計画（区域施策編）におきましては、2010年度、平成22年を基準年度として、2020年度、平成32年度を目標年度とする本町における温室効果ガス削減目標について、主要エネルギーである電力をはじめ、JAが供給しているLPガス、同じく重油、同じく軽油、それぞれを20%削減することといたしておりました。さらに、温室効果ガスを削減するための新しい暮らし方5つの提案として、町の暮らし方①マイカーに依存しない環境にやさしい交通ネットワーク構想のほか4項目を掲げ、全27の目標管理指標を設定いたしております。

この地球温暖化防止対策実行計画につきましては、未達成の項目が多く、ま

た検証できていないものも目立つ結果となっております。

第5次総合計画の循環のまちづくりの推進において、ごみの発生抑制やリサイクルの推進などのゼロウェイスト政策につきましては、課題は残るものの、おおむね前進できたと考えております。この背景には、大木町もったいない宣言を住民や役場内で共有し、様々な取組を協働で行ってきたこと、特にごみの分別指導など、小まめに地域へ出向き説明会や現地指導を行うなど、住民の皆さんへの説明や協力の呼びかけを頻繁に行ってきたことなどが挙げられます。

その結果、平成30年度のリサイクル率は65.4%、全国7位となり、大木町の循環のまちづくりは全国から注目され、2017年度ふるさとづくり大賞地方自治体表彰（総務大臣表彰）を受賞、さらに2020年12月には、環境と社会により暮らしを実現する取組として、第8回環境省グッドライフアワード環境大臣賞優秀賞の受賞につながりました。また、昨年実施した自治総合計画成果指標のためのアンケートにおいても、日頃からごみの排出を減らすように心がけている、もしくは、どちらかといえば心がけていると答えた人が86%、ごみの分別を項目どおりに分別している、またはある程度分別していると答えた人は97%と突出しており、大木町もったいない宣言の目標が住民の皆さんに浸透していることがうかがえます。

一方、地球温暖化防止対策実行計画の目標につきましては、担当課だけの取組となり、役場内や住民の皆さんとの目標の共有が十分ではなく、大きな成果が出せなかったのではないかと感じています。その主な原因は、職員体制が十分でなく、役場内での目標の共有ができなかったこと、住民の皆さんへの説明が不十分だったことなどが主な原因だと感じております。

第5次総合計画の成果と検証につきましては、計画期間が終わって、何らかの検証や評価の取りまとめが必要だと考えておりますが、一番大きな課題は、

総合計画を最上位の計画として、各種計画や財政計画、総合戦略、各種評価・管理システムの統合化、体系化が十分ではなく、目標管理が曖昧になっていたことだと感じております。このことは、次期総合計画である大木町自治総合計画に反映させており、行政運営のトータルシステム化が自治体運営の肝と位置づけております。

以上で終わります。

議長　それでは、第5次総合計画の成果と検証の方法についての再質問ございますか。小島裕司議員。

小島裕司議員　再質問というわけではございません。感想だけ述べさせていただきますと思います。

まず、循環のまちづくりについては、先ほど答弁にあったとおり、全国にも誇れるゼロウェイスト政策で、もったいない宣言でごみの分別など、小まめに地域に出向いた結果、住民との共有と信頼関係ができたものと考えております。

一方、温暖化防止対策では、当初、地域で自然エネルギーを普及するためには、先ほどの答弁にもありましたとおり、職員体制が十分でなく、役場内での目標の共有ができていなかったこと、また一番大事なことは、住民への説明が不十分だったことと言われておりました。そのとおりだと思っております。感想です。

議長　それでは、2点目の全町の再生可能エネルギーの普及推進体制を構築するための人材配置、具体案を伺うということで質問を願います。小島裕司議員。

小島裕司議員　二つ目の質問でございますが、全町再生可能エネルギー普及推進体制についてお伺いしたいと思います。先ほど議長が述べられたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長　それでは、答弁を許します。境町長。

境町長　11番、小島裕司議員のご質問にお答えいたします。

全町再生可能エネルギーの普及推進体制を構築するための人材配置具体案についてお答えいたします。

令和元年12月、大木町気候非常事態宣言を公表いたしました。温室効果ガス排出量実質ゼロ社会の実現に向けて具体的な取組を行っていくために、このたび環境省の補助事業を活用して、中長期的な目標を時系列に並べて管理する工程表、いわゆるロードマップを作成したところでございます。このロードマップでは、①町民、事業者、行政が協働して、町全体を再生可能エネルギー100%にしていくこと、②再生可能エネルギーを取り入れながら災害に強い町をつくること、③地域外に流出していたエネルギー代金を地域に残し、地域経済と雇用創出に寄与することを基本目標に掲げるとともに、すぐに始められることから、2030年、中期視点、2050年、長期視点のそれぞれまでに行えることをセクターごとに分けて、その内容や目指す目標を整理しているところでございます。

このロードマップでは、町民の皆さんに分かりやすく見える化していくための先行的な事業として、まずは2025年を目標に、庁舎のほか、図書情報センター、総合体育館、木佐木小学校、アクアスなどの公共施設のZEB化と合

わせ、それらを自営線でつなぎ、太陽光パネル、蓄電池、EVなどを組み合わせて電気の自給率を高めるとともに、さらに不足する分については非化石証書などを活用して再生可能エネルギーを調達し、エリア全体を再生可能エネルギー100%とすることを目指す事業を計画いたしております。

再生可能エネルギーは、分散型エネルギーでもあることから、町内で普及させていくことは、災害などの非常時において威力を発揮することができ、気候変動に対する適応策の一つとして有効な手段となります。さらに、エネルギーの地産地消にもつながり、その全てを町内でつくり出すことができれば、地域外に流出していたエネルギー代約22億円が地域内に循環することも可能になり、地域経済にも大きなインパクトを与えることが期待できます。

さらに、菅首相の2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの宣言を受けて、政府の動きも加速してきています。内閣官房長官をトップとする国・地方脱炭素実現会議を立ち上げ、今後5年程度を集中期間とする対策強化を図ることとしています。この動きと本町の取組がよいタイミングで重なっており、全国のモデルケースとして取り上げてもらえるよう、しっかりと準備を進めていきたいと考えております。

議員ご指摘のように、気候非常事態宣言の目標を達成していくためには、十分な推進体制を整え、行政施策全般との連携や住民の皆さんとの目標の共有が不可欠で、特に住民の皆さんとの協働を築き、前進させていくための取組がとりわけ大変重要だというふうに考えております。まずは、役場内の全庁的な取組として推進させていくために、新年度には気候非常事態宣言プロジェクトチームを発足させるとともに、事業実施時において気候非常事態宣言との関わりを、各事業を実施する際に明記をさせるということを、議員のご指摘をいただきまして指示をしたところであります。

また、今回のようなスピード感を持って進めていかなければならない取組について、必要な知識やノウハウ、関連企業・機関とのネットワークなどは不可欠であることから、外部から専門人材を登用することも念頭に置きながら、体制構築を図っていきたいと考えています。

今回、当初予算に計上させていただいた外部人材の登用は、二、三年を想定しており、業務委託方式ではなく、私どもの組織に迎え入れて、机を並べて業務に当たることから、組織内に異文化が入ることによる組織の活性化も期待できるほか、ノウハウなどが組織内に形成しやすいのではないかと考えています。さらには、再生可能エネルギーを普及させていく民間組織の立ち上げから、その運営に関わってもらえる人材としても期待しております。

いずれにいたしましても、温室効果ガス排出量実質ゼロ社会の実現は、次の世代をも巻き込んだ息の長い取組となります。これまでの概念として、環境の取組は負担になるということではなくて、環境をよくしていくことが経済にも波及し、さらに環境をよくしていくモチベーションにもつながっていくような好循環の取組を構築していきたいと考えております。

以上で、11番、小島裕司議員の一般質問に対する答弁を終わります。

議長　それでは、全町の再生可能エネルギーの普及推進体制構築のための人材配置等の具体案について、再質問ございますか。11番、小島裕司議員。

小島裕司議員　町長の明瞭な答弁ありがとうございます。さすが、やっぱり環境畑の町長でございます。非常にスムーズに説明されて、感心しております。

その中で、公共施設のZEB化というのが出てまいりました。ネット・ゼロ・エネルギー・ビルということかと思えます。これビルという話なので、建

物に関わることなんだろうと。先ほどの町長の答弁の中にも、小学校、中学校、公共施設の分がありましたので、本来なら営繕を担当されてある建設水道課長にもお尋ねしたいところだったんですが、非常に目つきが今厳しくなっていると思いますので、ここは控えさせていただこうと思っております。

まず、資料1をご覧くださいよろしいでしょうか。資料をちょっと作らせていただきました。まず、ZEBって何ですかという話なんですけど、普通、この大木町の庁舎でもそうなんですけど、人が活動する限りは、やっぱりある一定程度、エネルギーをゼロにするということは不可能なんですよね。最低限、省エネを推進して、減らして、減らして、減らすと。だけど、どうしても減らないところを、今度創造するエネルギー、つくり出すエネルギーで補おうとしているのが資料1のZEB化というところの大きな説明かと思います。

続いて、資料2をご覧くださいよろしいかと思えます。つくり出すエネルギーをどうやってつくるのかということで、ここに三角形で書いてありますけれども、本町ではバイオマスというのはなかなか難しいのかなと。太陽光発電が一番手っ取り早くて、大木町に一番合っているのではないかと思っております。

そこで、前の質問にもありましたが、第5次大木町総合計画の中にもありますが、アクアスとおおき循環センターで地域共同発電所ができております。これは、今の町長がたしか係長、課長のときに立ち上げられたすばらしい施策だったかと思うんですが、当時は耳慣れない言葉でした。大木グリーンファンドというのが平成15年3月に設立され、活動内容は、多くの人が集うアクアスに、住民や行政、グリーン電力基金など自然エネルギーの普及を願う個人や団体が協力して、太陽光発電による地域共同発電所を設立するというごさいしました。平成15年9月に、アクアスに10キロワットの太陽光パネルが設

置され、発電を開始していますとのこと。今思えば本当に、非常に先進的な事業ではないかと思っております。先ほど町長が答弁された内容がまさにこれそのものだと思っているところです。

さらに、資料をちょっと準備させていただいております。資料3をご覧くださいよろしいでしょうか。今からの資料というのは、これNPO法人気候ネットワークというところが市民・地域共同発電所全国調査報告書の中でうたっているものをちょっと抜粋してまいりました。この表の1、市民・地域共同発電所の設置の目的って何かというと、地球温暖化防止、低炭素社会の実現のために大変よく当てはまるぞという、これが大きな目的でございます。今、大木町で町長が言われてある、これにまさしく該当するのかなというところです。

続きまして、資料4を開けていただいてよろしいでしょうか。市民・地域共同発電所の設置目的、同じような話なんですけど、地球の温暖化防止、低炭素社会の実現のためにこの地域共同発電所を設置しますよということでございます。

続いて、資料5を開けていただいてよろしいでしょうか。共同発電所をつくるに当たって重視している連携先というのがアンケートに出てきております。地域住民、市民とが一番連携したいというところです。それからすると、やはり地域住民への説明が一番大事なのかなという気がしております。

さらに、続いて資料6を開けてもらってよろしいでしょうか。事業の実施に当たって課題となったことは何ですかという問合せがございました。一番気になるのが、事業実施に当たり中心となる人材の確保。まさしく先ほど町長が言われました3大都市圏から人を呼んでいこうというようなことなのかなと思っております。だけど、その下から4行目、資金調達と資金管理というのが非常に大きな課題となったということで、25、回答が出ているのは60%近いと

ころが出ております。やはり資金が非常に問題になるのかなというところでは。上から3段目の事業実施に当たり中心となる人物というのは、大きな課題となったというほどではないですよね。やはりシステムが構築されればいいんじゃないかと。それよりか、一番上の設置場所探しやその選定に60%ぐらい大きな課題となったと。太陽光発電するに当たって、どこでもいいという話ではないかと思っておりますので、これが非常に足かせになってくるのではないかと思っております。

続いて、資料7をご覧くださいよろしいでしょうか。普及していく上で必要な支援や制度、施策は何ですかということです。一番気になるところは、上から3段目のファンド形成、資金調達に関する支援。やったはいいが、後押し、バックアップがないとなかなか続けていかれませんよと。本町がよくやられるNPO法人、それから外部団体、委託団体に委託するという話になるのかなという気がするんですけれども、なかなか、決算報告なり何なりを見ても、非常に右肩下がりの部分もあるのかなという気がしております。

それから、真ん中ほどに固定価格の買取り制度による買取り期間の設定もどうなるのかとか、それから一番下のノウハウ、課題、展望などを共有するためのネットワークの充実を図ったほうがいいんじゃないかとか、大変重要であるというのが様々な項目で挙げられております。

これらの資料を見ると、再生可能エネルギーをどうするか、普及推進体制をどうするかというのは、ある程度見えてくるのではないかと思っております。こういうのを、再生可能エネルギー推進体制について町民の理解を得られるよう具体的な目標を分かりやすい言葉で示してもらわないと、一番大事な地域住民との連携ができないのではないかと思っております。町長が一人で住民に対して説明するのは不可能だと思っております。担当職員だけではなく全職員に

対し情報を共有し、理解し、住民説明に臨んでいただきたいと思います。

今後の大木町における地域共同発電所の状況と今後の進め方をお伺いしたい
と思います。よろしく願いいたします。

議長 答弁を許します。境町長。

境町長 小島議員のご質問にお答えいたします。

本当にいろいろ非常に貴重な資料など頂きまして、ありがとうございます。

地域共同発電所の今後の在り方ですかね。地域共同発電所の件について議員
からご指摘をいただきまして、この取組というのはまさに地域住民の人たちと
一緒に再生可能エネルギーを普及しようということで、出資という言い方はお
かしいですけれども、寄附を募って、みんなでそういう目標に向かって協力を
する、そういうシステムでありました。そのことによって、本当に多くの住民
の方にあの当時関心を持っていただいて、恐らくそういうのがあって家庭用太
陽光発電あたりもかなり普及していったのではないかなというふうに思ってい
ます。やっぱりそういうような町民の皆さんを巻き込んだ取組であったり、仕
組みであったりとか、そういうのが非常に重要になってきます。いろいろ本当
に知恵を絞って、大木町ならではの、大木町は住民の皆さんと循環のまちづくり
で協働を築いてきた実績がございますので、やっぱりこれをしっかり、この上
に立って、さらに気候変動対策にも生かしていくというか、そういう取組を進
めていくことが大変重要だというふうに感じたところであります。

今後、どのような体制で進めていくのかということで、議員ご指摘のよ
うに、私だけで町民の皆さんに理解を得ることは難しいですし、やっぱりでき
るだけ多くの町民の皆さんに理解をいただくために、職員の皆さんにもぜひ一

緒になってそういうような働きかけをやっていただけるような取組をしていかないといけないということで、議員ご指摘のとおりだというふうに思っております。

ただ、なかなか具体的な説明は難しいというか、ロードマップをつくるに当たって、住民の皆さんにも参加してもらって、いろいろご意見を伺っているということで話を聞いているんですけども、なかなか自分の問題としてまだまだ捉え切れないというか、ごみの問題って意外と身近で、いつもごみと付き合っていますから、意外と自分の問題にしやすいんですけども、エネルギーの問題というのがなかなか自分の問題としてやらなければならないというような意識につながりにくいということで、大変苦慮しているところではないかなというふうに思っています。ただ、それでもやっぱり私ども気候非常事態宣言を議決いただいて公表したわけですから、とにかく何が大事か、本当に住民の皆さんに今の状況をしっかり伝えて、次の世代のために何が私たちができるのかということを考えて一緒にやっていく、そういう雰囲気をつくる、そういうことがまずスタート地点に着くことだと思っておりますので、具体的な答弁にはなりませんけれども、そのためにも職員がまずそういうところの共通認識を深めていくことが大事なので、それについては何とかしっかり取り組んでいけるように、具体的にこれから考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長　それでは、最後の質問ございますか。小島裕司議員。

小島裕司議員　質問ではないんですが、ちょっとご意見だけ述べさせていただきたいと思えます。

これだけの地球温暖化対策事業の実行計画が既に10年前には構築されていたんですよね、大木町。いまだに検証ができなかった問題点は、最初に町長が答弁で述べられたように、職員体制が十分ではなかったということです。であれば、外部から、3大都市圏から人材を受け入れるのではなく、まずは職員体制を構築され、住民との連携を図るために、外部から呼ばれる、500万ちょっとだったですか、それは多分人件費で給料だけだと思うんですよ。あと、それに対する宿泊、交通費、何やかんやすると結構な金額になるかと思います。年間約600万近いお金が出ていくのであれば、各コミセンに200万ずつ配当して、地域住民でどうしたらいいのかというのを考えさせるような話をしたほうがいいのではないかと。職員体制も構築され、住民との連携をするために予算をどのように使うべきかというのは、もう一度思案していただいたほうがよろしいのではないかと考えているところです。これは意見として聞いておいてください。

以上で質問を終わらせていただきます。

議長 これをもって、11番、小畠裕司議員の一般質問を終わります。

以上で、全ての一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

異議なし

議長 ご異議なしと認めます。したがって、本日はこれにて延会することに決定しました。

本日はこれにて延会します。次回は、明日3月19日午後1時30分をお願いいたします。お疲れさまでした。

延会 15時09分